

# 復興整備計画

（第7回変更）

七ヶ浜町・宮城県

平成25年6月21日

<p><b>1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）</b></p>
<p>七ヶ浜町の全域</p>
<p><b>2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）</b></p>
<p>① 自然と共存するための津波ハザードの意識を住民と共有し、安全で安心なまちづくりを住民とともに構築する。      ② 豊かな自然と調和した特徴ある景観や街並みを本町に受け継がれてきた暮らしの文化として再興する。      ③ 将来の七ヶ浜を担う子供たちを育成するための教育や子育て施設の復興に取り組む。      ④ 地域拠点や中心部のにぎわいを取り戻し、住宅や地域再生と併せ、人と人とのコミュニティを大切にしたまちづくりを展開する。      ⑤ 産業基盤の迅速な復興により、第1次産業をはじめとする本町の特性を生かした産業の活性化に住民とともに取り組む。</p>
<p><b>3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）</b></p>
<p>(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向      地域コミュニティに配慮しながら、今次津波を想定した新たな居住系拠点（住宅移転地）を集約整備する。住宅移転後の土地については、防災林の整備などにより、津波減衰機能の確保とともに、産業基盤の再生に向けた土地の有効活用を図る。</p>
<p>(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）</p> <p>① 津波の危険性の高い、松ヶ浜、菖蒲田浜、花渚浜、吉田浜、代ヶ崎浜の沿岸部は、津波防災緑地や治山事業を活用した防災林の整備のほか、水産業拠点としての業務地とする。</p> <p>② 松ヶ浜、菖蒲田浜、花渚浜、吉田浜、代ヶ崎浜の津波浸水リスクの低い高台の農地や山林を活用し、従前の地域コミュニティに配慮した集団移転先の新たな居住系拠点（住宅団地・災害公営住宅・地区公民分館等）を整備するほか、引き続き被災地に現地再建を希望する世帯のため、嵩上げや内水排除等の対策を講じた居住環境の再整備を行う。</p> <p>③ 津波防災緑地、防災林整備、居住系拠点の整備にあわせ、県道塩釜七ヶ浜多賀城線などの幹線道路の整備を行う。</p> <p>④ 津波の危険性が低い、町役場周辺は、津波復興拠点（公益施設）を整備する。</p> <p>⑤ 地盤沈下した松ヶ浜漁港、菖蒲田漁港については、漁港施設の嵩上げ及び水産関連施設誘致により、漁港機能の回復を図る。</p> <p>⑥ 被災した農地について、がれき撤去、除塩等により、農業基盤の迅速な復旧を図るとともに、転作の必要な農地は、大豆等の転作作物の作付け誘導を行い、豆腐の原料としての利用など、地産地消による高付加価値農業の振興を図り、住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とする。</p> <p>⑦ 沿岸部から市街地への避難路を整備する。</p> <p>⑧ 用地選定にあたっては、地震による地盤の沈下や崩落、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが保安林を極力回避する。</p>
<p>(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）</p>

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	A-1地区	事業名称：菖蒲田浜地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業
	A-2地区	事業名称：花淵浜地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業
	A-3地区	事業名称：代ヶ崎浜A地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業
	A-4地区	事業名称：代ヶ崎浜B地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	D-1地区	事業名称：菖蒲田浜中田地区防災集団移転促進事業 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 集団移転促進事業計画については、平成24年11月2日に国土交通大臣の同意みなし、平成25年4月10日変更届出 集団移転促進事業に関する事項：別紙「菖蒲田浜中田地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定

(4) 集団移転促進事業	D-2 地区	<p>事業名称：松ヶ浜西原地区防災集団移転促進事業          実施主体：七ヶ浜町          実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり          実施予定期間：平成24年度～平成25年度          集団移転促進事業計画については、平成24年11月2日に国土交通大臣の同意みなし、同年12月21日に第1回変更同意          集団移転促進事業に関する事項：別紙「松ヶ浜西原地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり          その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定                    ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定</p>
	D-3 地区	<p>事業名称：花渕浜笹山地区防災集団移転促進事業          実施主体：七ヶ浜町          実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり          実施予定期間：平成24年度～平成27年度          集団移転促進事業計画については、平成24年8月15日に国土交通大臣同意、同年12月21日に第1回変更同意</p>
	D-4 地区	<p>事業名称：吉田浜台地区防災集団移転促進事業          実施主体：七ヶ浜町          実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり          実施予定期間：平成24年度～平成25年度          集団移転促進事業計画については、平成25年1月28日に国土交通大臣の同意みなし          集団移転促進事業に関する事項：別紙「吉田浜台地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり          その他：①今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定</p>
	D-5 地区	<p>事業名称：代ヶ崎浜立花地区防災集団移転促進事業          実施主体：七ヶ浜町          実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり          実施予定期間：平成24年度～平成25年度          集団移転促進事業計画については、平成25年1月28日に国土交通大臣の同意みなし          集団移転促進事業に関する事項：別紙「代ヶ崎浜立花地区防災集団移転促進事業計画書」のとおり</p>
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業		
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		

(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	M-1 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（菖蒲田浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
	M-2 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（松ヶ浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定
	M-3 地区	事業名称：地区避難所整備事業（松ヶ浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定
	M-4 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（花刈浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 その他：①今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定 ②今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定
	M-5 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（吉田浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 その他：①今後、土地利用基本計画の変更に関する事項を記載予定

(13)その他施設の整備に関する事業	M-6 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（代ヶ崎浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	M-7 地区	事業名称：地区避難所整備事業（代ヶ崎浜地区） 実施主体：七ヶ浜町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）							
平成24年度から平成27年度まで							
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）							
4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理 番号	事業区分	図面 記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の別	変更等する部分の 面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	市街地開発事業	A-1地区	都市計画決定（土地区画整理事業） [七ヶ浜町決定]	決定	4.1ha		
2	市街地開発事業	A-2地区	都市計画決定（土地区画整理事業） [七ヶ浜町決定]	決定	9.8ha		
3	市街地開発事業	A-3地区	都市計画決定（土地区画整理事業） [七ヶ浜町決定]	決定	4.7ha		
4	市街地開発事業	A-4地区	都市計画決定（土地区画整理事業） [七ヶ浜町決定]	決定	7.4ha		
5	集団移転促進事業	D-3地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		3.3ha	
			地域森林計画区域	変更		3.3ha	

<u>6</u>	<u>防災集団移転促進事業及び その他施設に関する事業</u>	<u>D-4 地区</u> <u>M-5 地区</u>	<u>保安林</u>	<u>解除</u>	<u>0.1 ha</u>
----------	-------------------------------------	--------------------------------	------------	-----------	---------------

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

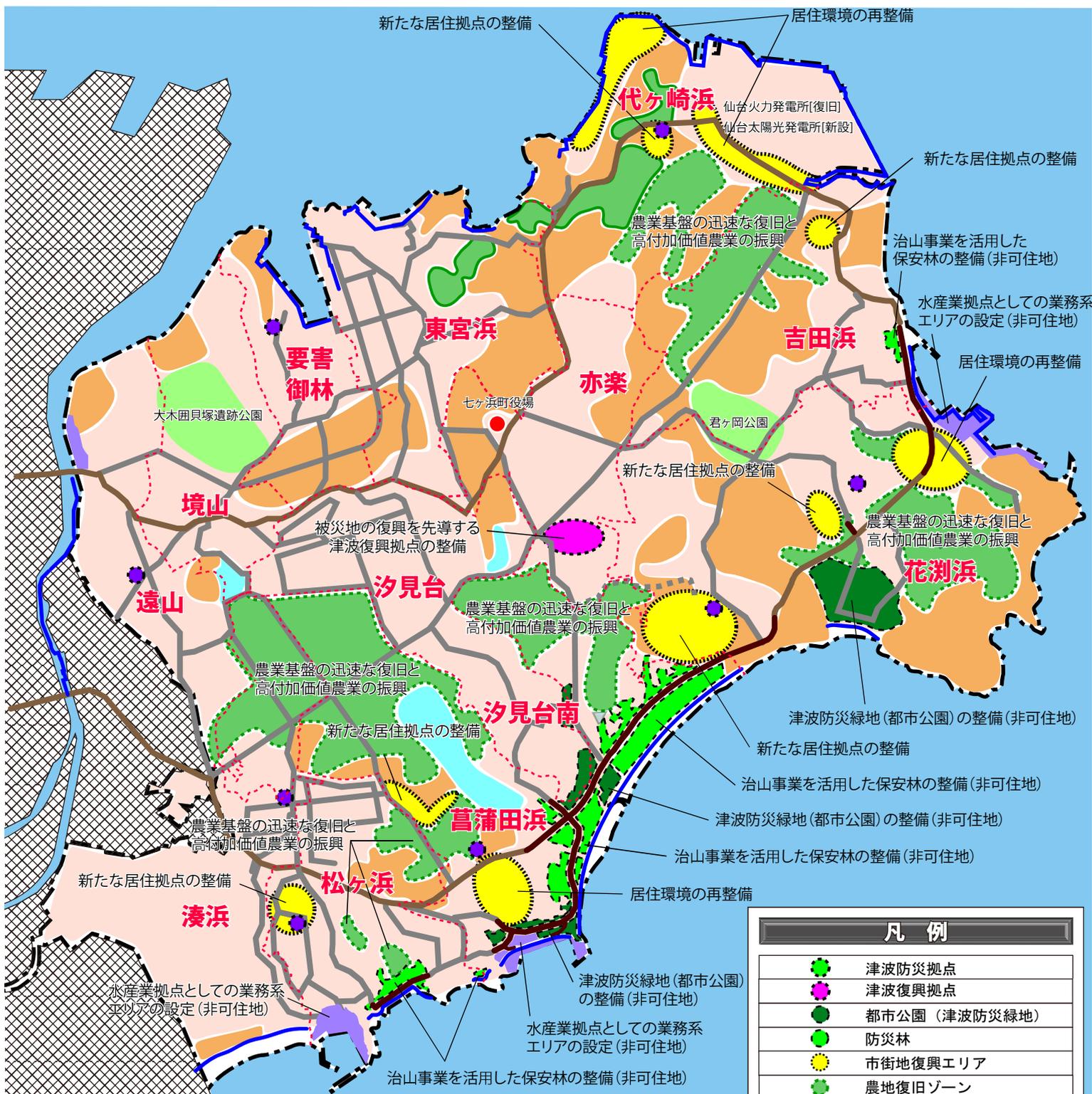
4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	市街地開発事業 [被災市街地復興土地 区画整理事業：菖蒲 田浜地区]	A-1 地区	○										
2	市街地開発事業 [被災市街地復興土地 区画整理事業：花淵 浜地区]	A-2 地区	○										
3	市街地開発事業 [被災市街地復興土地 区画整理事業：代々 崎浜A地区]	A-3 地区											
4	市街地開発事業 [被災市街地復興土地 区画整理事業：代々 崎浜B地区]	A-4 地区	○										
5	集団移転促進事業 [菖蒲田浜中田地区]	D-1 地区	○										
			○	○									
6	集団移転促進事業 [松ヶ浜西原地区] 及びその他施設の 整備に関する事業 [災害公営住宅整備事 業：松ヶ浜地区] [地区避難所整備事 業：松ヶ浜地区]	D-2 M-2 M-3 地区	○										
			○	○									

7	集団移転促進事業 [花渕浜笹山地区]	D-3 地区		○									
8	その他施設の整備に関する事業 [災害公営住宅整備事業：菖蒲田浜地区]	M-1 地区	○	○									
			○										
9	集団移転促進事業 [吉田浜台地区] 及びその他施設の整備に関する事業 [災害公営住宅整備事業：吉田浜地区]	D-4 M-5 地区		○									
10	集団移転促進事業 [代ヶ崎浜立花地区] 及びその他施設の整備に関する事業 [災害公営住宅整備事業：代ヶ崎浜地区] [地区避難所整備事業：代ヶ崎浜地区]	D-5 M-6 M-7 地区	○	○									
			○										
11	その他施設の整備に関する事業 [災害公営住宅整備事業：花渕浜地区]	M-4 地区	○										
			○										

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する

# 土地利用構想図



凡例	
	津波防災拠点
	津波復興拠点
	都市公園（津波防災緑地）
	防災林
	市街地復興エリア
	農地復旧ゾーン
	業務ゾーン
	地区避難所の再整備
	防波堤の嵩上げ
	道路整備（法線変更・拡幅等）
	既存道路
	既存道路（県道）
	既成市街地ゾーン
	農地復興ゾーン
	山林
	行政界

縮尺 1/25,000





仙塩広域都市計画土地区画整理事業の決定  
〔七ヶ浜町復興整備計画（七ヶ浜町決定）〕

都市計画菖蒲田浜地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	菖蒲田浜地区被災市街地復興土地区画整理事業	
面 積	約 4.1ha	
公 共 施 設 の 配 置	道 路	既存の幹線道路（主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線）を軸とし、既に現地再建している住宅の立地に配慮しながら区画道路を配置し、円滑な道路交通網と適正な街区を形成する。
	公園及び緑地	街区公園は誘致距離や将来土地利用計画等に配慮しながら2箇所配置し、地区面積の3%以上を確保する。 また、安全で安心して暮らせる市街地形成のため、地区外の防潮林とともに津波被害の軽減を図る津波防災緑地を地区北東部に配置する。
	その他の 公共施設	上水道は、既存施設と道路計画に合わせて新たに上水道管を付設し、全各戸に供給するよう計画する。 下水道は、七ヶ浜町流域関連公共下水道計画に基づき埋設するものとする。汚水については、道路計画に合わせて管渠を埋設し、雨水については、新設する水路、道路側溝、管渠により集水し、県道の既設管に放流する。
宅地の整備	区画道路や公園等の公共施設や防災緑地の整備及び地盤が低い宅地の嵩上げを行い、津波被害の軽減を図ることにより、安全・安心で良好な住環境を有する住宅地の整備を図る。	

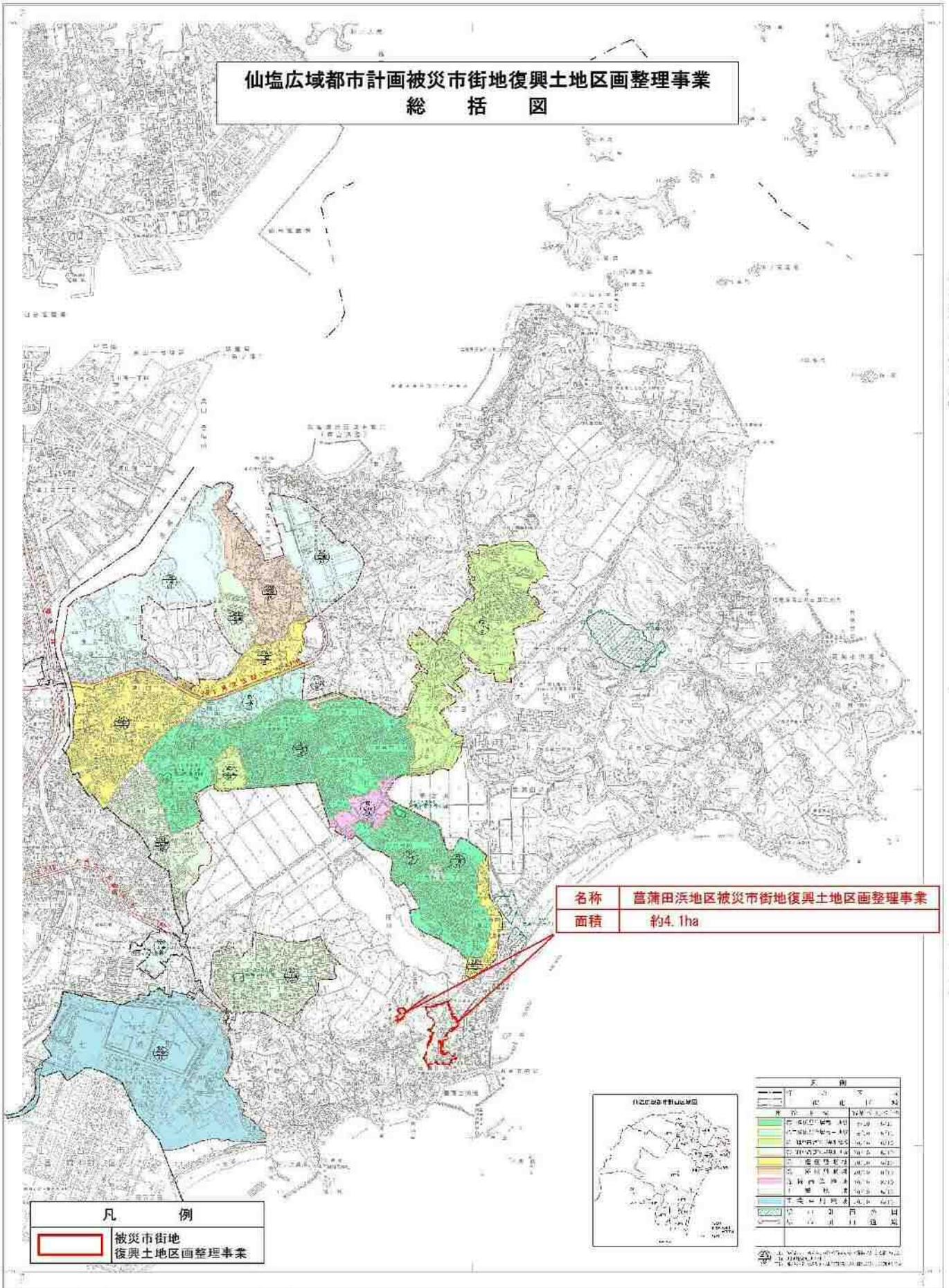
「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、東日本大震災での津波による被害を受けた菖蒲田漁港後背の市街地で、市街地の早期復興とともに防災性の向上が喫緊の課題となっている。

また、被災市街地復興の観点から一体的に整備を図ることが望まれる区域で、被災状況や公共施設の配置計画、隣接して同時期に整備する災害公営住宅や地区避難所及び県道塩釜七ヶ浜多賀城線の整備計画等を踏まえ、既存の道路や水路等の地形地物や高台の住宅地の法面沿い、災害公営住宅、地区避難所及び防災緑地の事業区域等を区域界として、県道塩釜七ヶ浜多賀城線を挟んで近接する約 4.1ha を事業区域として設定し、土地区画整理事業により安全で災害に強い市街地整備を実現するため、本案のように決定するものである。

仙塩広域都市計画被災市街地復興土地区画整理事業  
 総括図



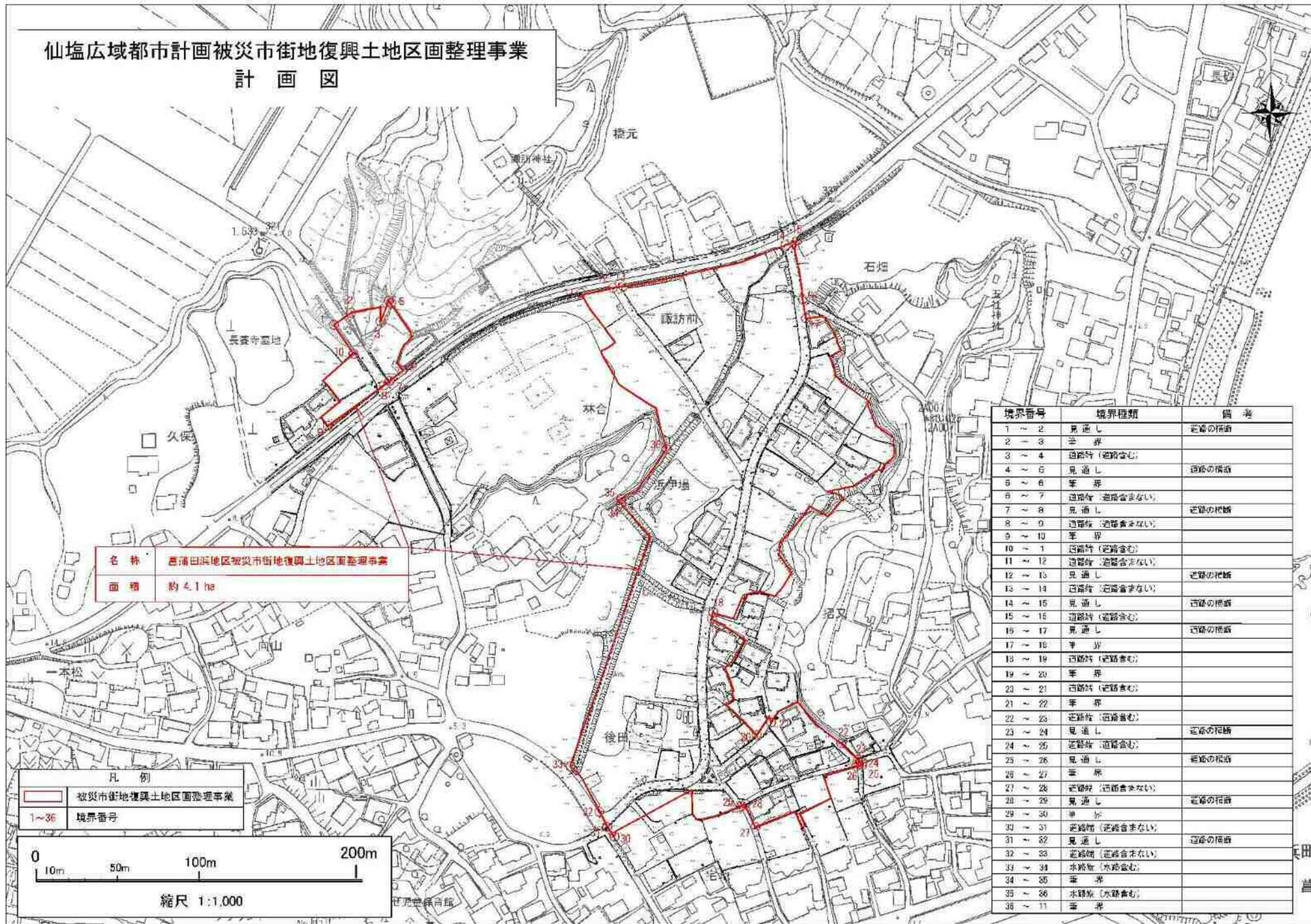
名称	富蒲田浜地区被災市街地復興土地区画整理事業
面積	約4.1ha

凡 例	
	被災市街地復興土地区画整理事業

凡 例	
	第一種市街地
	第二種市街地
	第三種市街地
	第四種市街地
	第五種市街地
	第六種市街地
	第七種市街地
	第八種市街地
	第九種市街地
	第十種市街地
	第十一種市街地
	第十二種市街地
	第十三種市街地
	第十四種市街地
	第十五種市街地
	第十六種市街地
	第十七種市街地
	第十八種市街地
	第十九種市街地
	第二十種市街地
	第二十一種市街地
	第二十二種市街地
	第二十三種市街地
	第二十四種市街地
	第二十五種市街地
	第二十六種市街地
	第二十七種市街地
	第二十八種市街地
	第二十九種市街地
	第三十種市街地
	第三十一種市街地
	第三十二種市街地
	第三十三種市街地
	第三十四種市街地
	第三十五種市街地
	第三十六種市街地
	第三十七種市街地
	第三十八種市街地
	第三十九種市街地
	第四十種市街地
	第四十一種市街地
	第四十二種市街地
	第四十三種市街地
	第四十四種市街地
	第四十五種市街地
	第四十六種市街地
	第四十七種市街地
	第四十八種市街地
	第四十九種市街地
	第五十種市街地
	第五十一種市街地
	第五十二種市街地
	第五十三種市街地
	第五十四種市街地
	第五十五種市街地
	第五十六種市街地
	第五十七種市街地
	第五十八種市街地
	第五十九種市街地
	第六十種市街地
	第六十一種市街地
	第六十二種市街地
	第六十三種市街地
	第六十四種市街地
	第六十五種市街地
	第六十六種市街地
	第六十七種市街地
	第六十八種市街地
	第六十九種市街地
	第七十種市街地
	第七十一種市街地
	第七十二種市街地
	第七十三種市街地
	第七十四種市街地
	第七十五種市街地
	第七十六種市街地
	第七十七種市街地
	第七十八種市街地
	第七十九種市街地
	第八十種市街地
	第八十一種市街地
	第八十二種市街地
	第八十三種市街地
	第八十四種市街地
	第八十五種市街地
	第八十六種市街地
	第八十七種市街地
	第八十八種市街地
	第八十九種市街地
	第九十種市街地
	第九十一種市街地
	第九十二種市街地
	第九十三種市街地
	第九十四種市街地
	第九十五種市街地
	第九十六種市街地
	第九十七種市街地
	第九十八種市街地
	第九十九種市街地
	第一百種市街地

※この図面はA3サイズをA4サイズに縮小したものである

# 仙塩広域都市計画被災市街地復興土地地区画整理事業 計画図



名称 西浦田浜地区被災市街地復興土地地区画整理事業  
面積 約4.1ha

境界番号	境界種類	備考
1 ~ 2	界渡し	近路の橋渡
2 ~ 3	境界	
3 ~ 4	道路付(道路含む)	
4 ~ 5	見通し	近路の橋渡
5 ~ 6	境界	
6 ~ 7	道路付(道路含まない)	
7 ~ 8	見通し	近路の橋渡
8 ~ 9	道路付(道路含まない)	
9 ~ 10	境界	
10 ~ 11	道路付(道路含む)	
11 ~ 12	道路付(道路含まない)	
12 ~ 13	見通し	近路の橋渡
13 ~ 14	道路付(道路含まない)	
14 ~ 15	見通し	近路の橋渡
15 ~ 16	道路付(道路含む)	
16 ~ 17	界渡し	近路の橋渡
17 ~ 18	境界	
18 ~ 19	道路付(道路含む)	
19 ~ 20	境界	
20 ~ 21	道路付(道路含む)	
21 ~ 22	境界	
22 ~ 23	道路付(道路含む)	
23 ~ 24	見通し	近路の橋渡
24 ~ 25	道路付(道路含む)	
25 ~ 26	見通し	近路の橋渡
26 ~ 27	境界	
27 ~ 28	道路付(道路含まない)	
28 ~ 29	見通し	近路の橋渡
29 ~ 30	境界	
30 ~ 31	道路付(道路含まない)	
31 ~ 32	見通し	近路の橋渡
32 ~ 33	道路付(道路含まない)	
33 ~ 34	水路付(水路含む)	
34 ~ 35	境界	
35 ~ 36	水路付(水路含む)	
36 ~ 11	境界	

凡例  
 被災市街地復興土地地区画整理事業  
 1~36 境界番号

0 10m 50m 100m 200m  
縮尺 1:1,000

仙塩広域都市計画土地区画整理事業の決定  
〔七ヶ浜町復興整備計画（七ヶ浜町決定）〕

都市計画花浜地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	花浜地区被災市街地復興土地区画整理事業	
面 積	約 9.8ha	
公 共 施 設 の 配 置	道 路	既存の幹線道路（主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線）を軸とし、当該幹線道路の法線変更に合わせて、既に現地再建している住宅や業務施設の立地にも配慮しながら、区画道路や特殊道路を配置し、円滑な道路交通網と適正な街区を形成する。
	公園及び緑地	街区公園は誘致距離や将来土地利用計画等に配慮しながら適宜配置し、地区面積の3%以上を確保する。
	その他の 公共施設	上水道は、道路計画に合わせて上水道管を付設し、全各戸に供給するよう計画する。 下水道は、七ヶ浜町流域関連公共下水道計画に基づき埋設するものとする。汚水については、道路計画に合わせて管渠を埋設し、雨水については、新設する水路、道路側溝、管渠により集水し、海に直接放流する。
宅地の整備	地区北部及び東部にあたる吉田花浜港及び花浜小浜港の沿岸を非可住地とし、その他の部分を可住地とする。 非可住地については、業務系エリアに設定し、水産物を中心とした6次産業の拠点となる業務地の整備を図る。 可住地については、幹線道路の法線変更をはじめとする公共施設の整備や防潮堤の整備及び地盤が低い箇所の嵩上げを行い、津波被害の軽減を図ることにより、安全・安心で良好な住環境を持つ住宅地の整備を図る。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

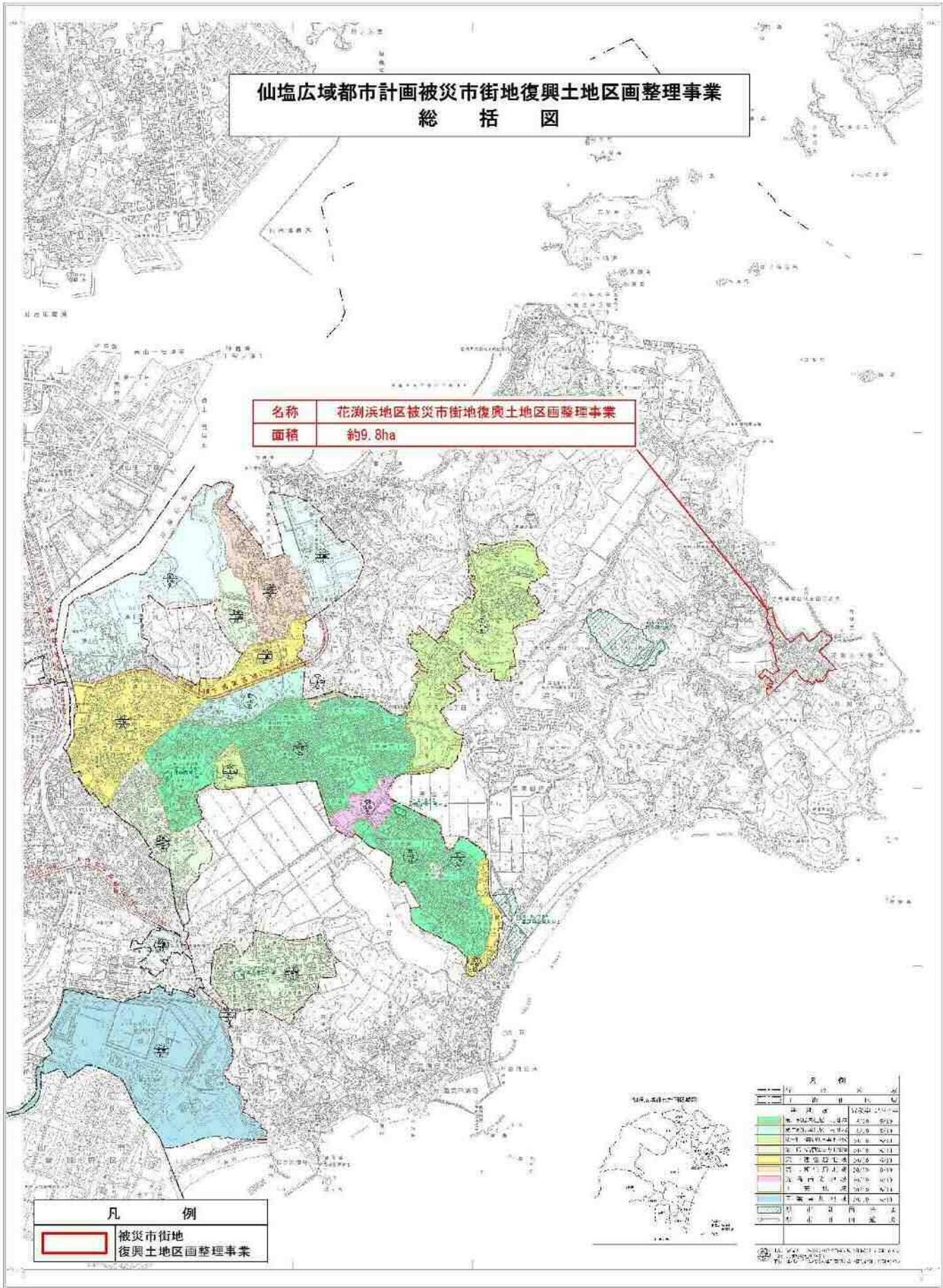
理 由

本地区は、東日本大震災での津波による被害を受けた吉田花浜港及び花浜小浜港後背の市街地で、市街地の早期復興とともに防災性の向上が喫緊の課題となっている。

また、被災市街地復興の観点から一体的に整備を図ることが望まれる区域で、被災状況や公共施設の配置計画等を踏まえ、既存の道路や水路、防潮堤等の地形地物、丘陵地の法面沿いを区域界として、十字型の形態を成した約 9.8ha を事業区域として設定し、土地区画整理事業により安全で災害に強い市街地整備を実現するため、本案のように決定するものである。

# 仙塩広域都市計画被災市街地復興土地地区画整理事業 総括図

名称	花洲浜地区被災市街地復興土地地区画整理事業
面積	約9.8ha



凡 例

<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	被災市街地復興土地地区画整理事業
--	------------------

凡 例

色	用途	面積 (ha)
緑	第一種市街地地区画	14.24
黄緑	第二種市街地地区画	4.78
黄	第三種市街地地区画	12.9
黄緑	第一種市街地地区画	34.8
黄	第二種市街地地区画	34.8
黄	第三種市街地地区画	24.9
黄	第四種市街地地区画	24.9
黄	第五種市街地地区画	47.9
黄	第六種市街地地区画	37.9
黄	第七種市街地地区画	24.9
黄	第八種市街地地区画	24.9
黄	第九種市街地地区画	24.9
黄	第十種市街地地区画	24.9
黄	第十一種市街地地区画	24.9
黄	第十二種市街地地区画	24.9
黄	第十三種市街地地区画	24.9
黄	第十四種市街地地区画	24.9
黄	第十五種市街地地区画	24.9
黄	第十六種市街地地区画	24.9
黄	第十七種市街地地区画	24.9
黄	第十八種市街地地区画	24.9
黄	第十九種市街地地区画	24.9
黄	第二十種市街地地区画	24.9

※この図面はA3サイズをA4サイズに縮小したものである

# 仙塩広域都市計画被災市街地復興土地区画整理事業 計 画 図



名 称	花洲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業
面 積	約 9.8 ha

境界番号	境界種類	備 考
1 ~ 2	見 通 し	道路の横断
2 ~ 8	道路線 (道路含む)	
3 ~ 4	見 通 し	道路の横断
4 ~ 5	道路線 (道路含む)	
5 ~ 6	道路線 (道路含む)	
6 ~ 7	堤防線 (堤防含まない)	
7 ~ 8	見 通 し	雑草地 (農有地) の横断
8 ~ 9	堤防線 (堤防含まない)	
9 ~ 10	半 界	
10 ~ 11	道路線 (道路含む)	
11 ~ 12	水路線 (水路含む)	
12 ~ 13	堤防線 (堤防含む)	
13 ~ 14	見 通 し	雑草地 (農有地) の横断
14 ~ 15	堤防線 (堤防含む)	
15 ~ 16	見 通 し	雑草地 (農有地) の横断
16 ~ 17	堤防線 (堤防含む)	
17 ~ 18	半 界	
18 ~ 19	見 通 し	道路の横断
19 ~ 23	道路線 (道路含む)	
20 ~ 21	半 界	
21 ~ 22	道路線 (道路含む)	
22 ~ 23	見 通 し	道路の横断
23 ~ 24	道路線 (道路含む)	
24 ~ 25	見 通 し	水路の横断
25 ~ 26	道路線 (道路含む)	
26 ~ 27	見 通 し	水路の横断
27 ~ 28	道路線 (道路含む)	
28 ~ 29	道路線 (道路含む)	
29 ~ 30	見 通 し	道路の横断
30 ~ 31	道路線 (道路含まない)	
31 ~ 32	半 界	
32 ~ 33	道路線 (道路含まない)	
33 ~ 34	半 界	
34 ~ 35	道路線 (道路含まない)	
35 ~ 36	見 通 し	道路の横断
36 ~ 37	半 界	
37 ~ 38	道路線 (道路含まない)	
38 ~ 39	水路線 (水路含まない)	
39 ~ 40	道路線 (道路含む)	
40 ~ 41	水路線 (水路含む)	
41 ~ 42	見 通 し	道路、水路の横断
42 ~	半 界	

凡 例	
	被災市街地復興土地区画整理事業
1~42	境界番号



仙塩広域都市計画土地区画整理事業の決定  
〔七ヶ浜町復興整備計画（七ヶ浜町決定）〕

都市計画代々崎浜 A 地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	代々崎浜 A 地区被災市街地復興土地区画整理事業	
面 積	約 4.7ha	
公 共 施 設 の 配 置	道 路	既存の幹線道路（主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線）を軸とし、既に現地再建している住宅の立地に配慮しながら区画道路や特殊道路を配置し、円滑な道路交通網と適正な街区を形成する。
	公園及び緑地	街区公園は、地区外西部に既存の公園があるため、誘致距離等に配慮しながら地区南東部に 1 箇所配置する。
	その他の 公共施設	上水道は、道路計画に合わせて上水道管を付設し、全各戸に供給するよう計画する。 下水道は、七ヶ浜町流域関連公共下水道計画に基づき埋設するものとする。 汚水については、道路計画に合わせて管渠を埋設し、雨水については、新設する水路、道路側溝、管渠により集水し、海に直接放流する。
宅地の整備	地区東部の主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線より海側を非可住地とし、その他の部分を可住地とする。 非可住地については、既存の産業施設を活用した業務系エリアに設定する。 可住地については、区画道路や公園等の公共施設の整備及び地盤が低い箇所の嵩上げを行い、津波被害の軽減を図ることにより、安全・安心で良好な住環境を有する住宅地の整備を図る。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

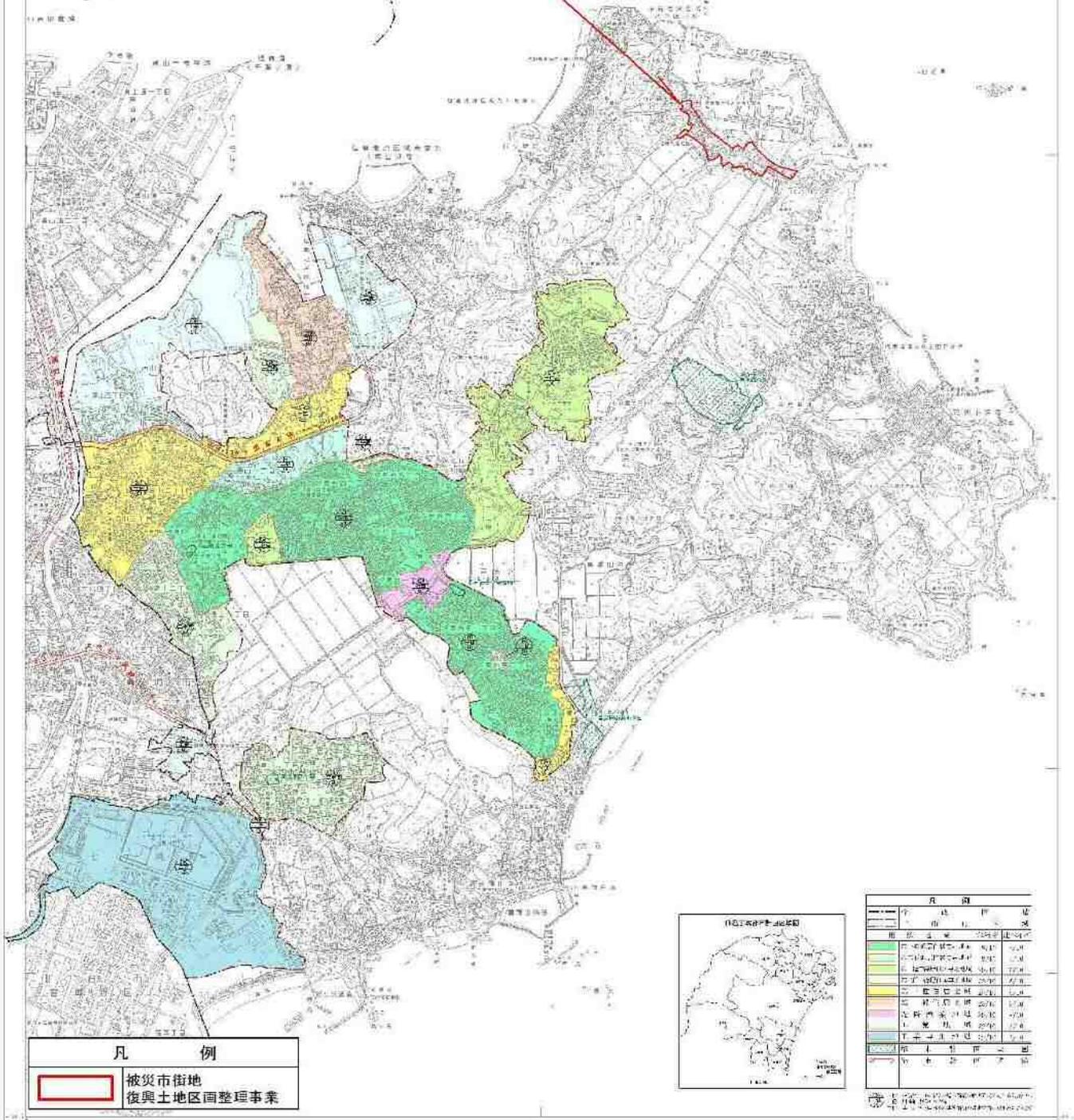
理 由

本地区は、東日本大震災での津波による被害を受けた東北電力仙台火力発電所後背の市街地で、市街地の早期復興とともに防災性の向上が喫緊の課題となっている。

また、被災市街地復興の観点から一体的に整備を図ることが望まれる区域で、被災状況や公共施設の配置計画等を踏まえ、既存の道路や水路等の地形地物、丘陵地の法面沿いを区域界として、主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線沿道の約 4.7ha を事業区域として設定し、土地区画整理事業により安全で災害に強い市街地整備を実現するため、本案のように決定するものである。

# 仙塩広域都市計画被災市街地復興土地区画整理事業 総括図

名称	代々崎浜A地区被災市街地復興土地区画整理事業
面積	約4.7ha



凡 例	
	被災市街地復興土地区画整理事業

凡 例	
	第一種市街地
	第二種市街地
	第三種市街地
	第四種市街地
	第五種市街地
	第六種市街地
	第七種市街地
	第八種市街地
	第九種市街地
	第十種市街地
	第十一種市街地
	第十二種市街地
	第十三種市街地
	第十四種市街地
	第十五種市街地
	第十六種市街地
	第十七種市街地
	第十八種市街地
	第十九種市街地
	第二十種市街地
	第二十一種市街地
	第二十二種市街地
	第二十三種市街地
	第二十四種市街地
	第二十五種市街地
	第二十六種市街地
	第二十七種市街地
	第二十八種市街地
	第二十九種市街地
	第三十種市街地
	第三十一種市街地
	第三十二種市街地
	第三十三種市街地
	第三十四種市街地
	第三十五種市街地
	第三十六種市街地
	第三十七種市街地
	第三十八種市街地
	第三十九種市街地
	第四十種市街地
	第四十一種市街地
	第四十二種市街地
	第四十三種市街地
	第四十四種市街地
	第四十五種市街地
	第四十六種市街地
	第四十七種市街地
	第四十八種市街地
	第四十九種市街地
	第五十種市街地

※この図面はA3サイズをA4サイズに縮小したものである

仙塩広域都市計画被災市街地復興土地区画整理事業  
計 画 図

七ヶ浜町

東北電力仙台火力発電所

名 称 代ヶ崎浜入地区被災市街地復興土地区画整理事業  
面 積 約 4.7 ha

境界番号	境界種類	備 考
1 ~ 2	道路幅 (道路含まない)	
2 ~ 3	見 通し	道路の接続
3 ~ 4	道路幅 (道路含まない)	
4 ~ 5	見 通し	道路の接続
5 ~ 6	道路幅 (道路含まない)	
6 ~ 7	見 通し	道路の接続
7 ~ 8	道路幅 (道路含まない)	
8 ~ 9	見 通し	道路の接続
9 ~ 10	道路幅 (道路含まない)	
10 ~ 11	見 通し	道路の接続
11 ~ 12	半 岸	
12 ~ 13	水路幅 (水路含む)	
13 ~ 14	半 岸	
14 ~ 15	道路幅 (道路含まない)	
15 ~ 16	見 通し	道路の接続
16 ~ 17	道路幅 (道路含まない)	
17 ~ 18	半 岸	
18 ~ 19	見 通し	原野 (農用地) の接続
19 ~ 20	築 岸	
20 ~ 21	道路幅 (道路含む)	
21 ~ 22	半 岸	道路の接続
22 ~ 23	道路幅 (道路含む)	
23 ~ 24	半 岸	水路の接続
24 ~ 25	道路幅 (道路含む)	
25 ~ 26	見 通し	道路の接続
26 ~ 27	半 岸	
27 ~ 28	道路幅 (道路含む)	
28 ~ 29	半 岸	
29 ~ 30	道路幅 (道路含まない)	
30 ~ 31	見 通し	道路の接続
31 ~ 32	半 岸	
32 ~ 1	道路幅 (道路含まない)	

凡 例  
 被災市街地復興土地区画整理事業  
 1~32 境界番号



仙塩広域都市計画土地区画整理事業の決定  
〔七ヶ浜町復興整備計画（七ヶ浜町決定）〕

都市計画代ヶ崎浜 B 地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	代ヶ崎浜 B 地区被災市街地復興土地区画整理事業	
面 積	約 7.4ha	
公 共 施 設 の 配 置	道 路	バス路線で既存の地区内幹線道路となっている町道代ヶ崎海岸線を軸とし、防潮堤の整備や現地再建している住宅の立地に配慮しながら、区画道路や特殊道路を配置し、円滑な道路交通網と適正な街区を形成する。
	公園及び緑地	街区公園は誘致距離や将来土地利用計画等に配慮しながら適宜配置し、地区面積の 3%以上を確保する。 また、安全で安心して暮らせる市街地を形成するため、津波被害の軽減を図る津波防災緑地を地区北部に配置する。
	その他の 公共施設	上水道は、既存施設と道路計画に合わせて新たに上水道管を付設し、全各戸に供給するよう計画する。 下水道は、七ヶ浜町流域関連公共下水道計画に基づき埋設するものとする。汚水については、道路計画に合わせて管渠を埋設し、雨水については、新設する水路、道路側溝、管渠により集水し、海に直接放流する。
宅地の整備	区画道路や公園等の公共施設や防潮堤、防災緑地の整備及び地盤が低い箇所 の嵩上げを行い、津波被害の軽減を図ることにより、安全・安心で良好な住環境を持つ住宅地の整備を図る。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

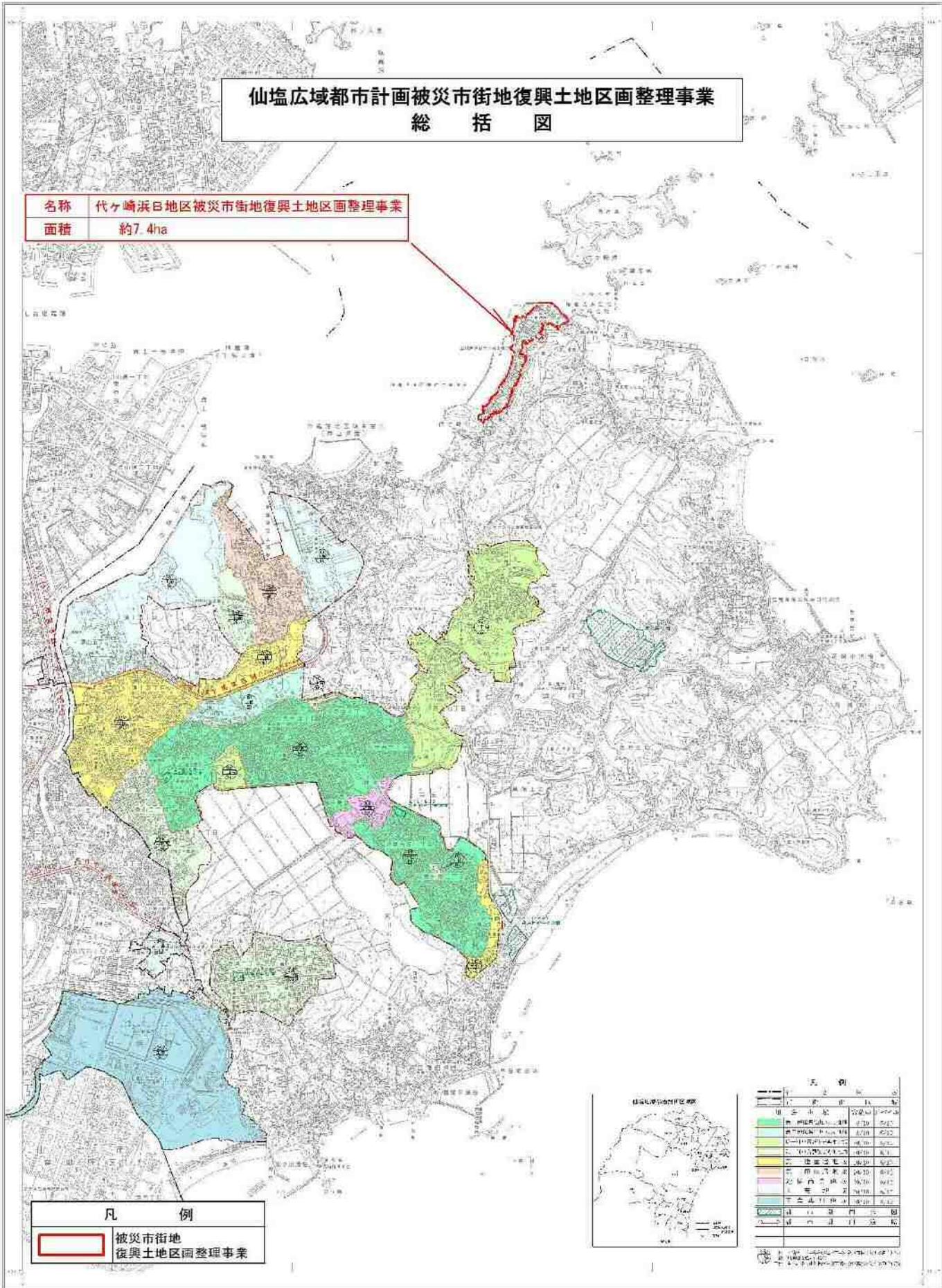
理 由

本地区は、東日本大震災での津波による被害を受けた代ヶ崎浜漁港後背の市街地で、市街地の早期復興とともに防災性の向上が喫緊の課題となっている。

また、被災市街地復興の観点から一体的に整備を図ることが望まれる区域で、被災状況や公共施設の配置計画等を踏まえ、既存の道路や防潮堤等の地形地物、多聞山の山裾を区域界として、南北に細長い形態を成した約 7.4ha を事業区域として設定し、土地区画整理事業により安全で災害に強い市街地整備を実現するため、本案のように決定するものである。

# 仙塩広域都市計画被災市街地復興土地区画整理事業 総括図

名称	代々崎浜日地区被災市街地復興土地区画整理事業
面積	約7.4ha



凡 例	
	被災市街地復興土地区画整理事業

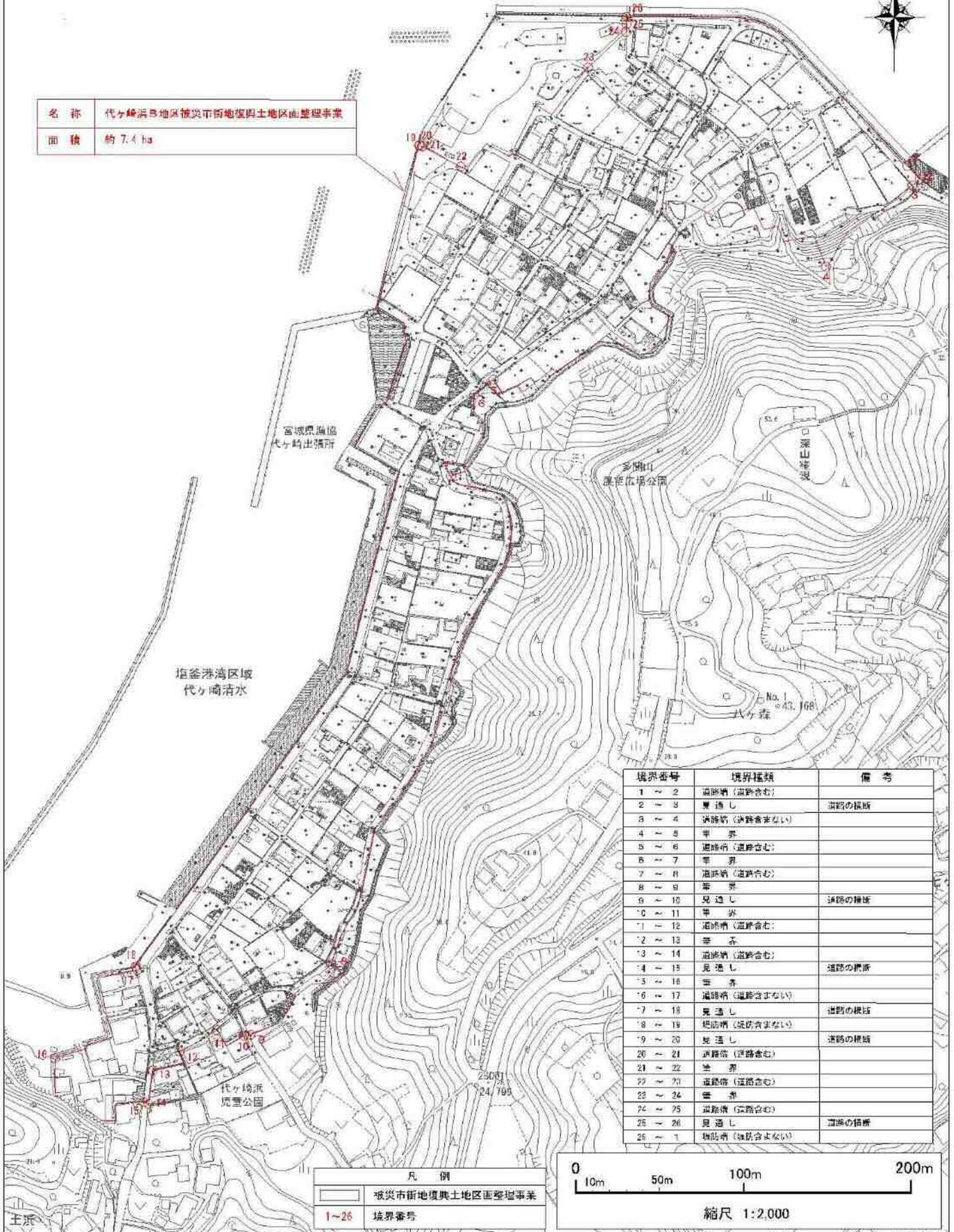
凡 例	
	第一種市街地
	第二種市街地
	第三種市街地
	第四種市街地
	第五種市街地
	第六種市街地
	第七種市街地
	第八種市街地
	第九種市街地
	第十種市街地
	第十一種市街地
	第十二種市街地
	第十三種市街地
	第十四種市街地
	第十五種市街地
	第十六種市街地
	第十七種市街地
	第十八種市街地
	第十九種市街地
	第二十種市街地
	第二十一種市街地
	第二十二種市街地
	第二十三種市街地
	第二十四種市街地
	第二十五種市街地
	第二十六種市街地
	第二十七種市街地
	第二十八種市街地
	第二十九種市街地
	第三十種市街地
	第三十一種市街地
	第三十二種市街地
	第三十三種市街地
	第三十四種市街地
	第三十五種市街地
	第三十六種市街地
	第三十七種市街地
	第三十八種市街地
	第三十九種市街地
	第四十種市街地
	第四十一種市街地
	第四十二種市街地
	第四十三種市街地
	第四十四種市街地
	第四十五種市街地
	第四十六種市街地
	第四十七種市街地
	第四十八種市街地
	第四十九種市街地
	第五十種市街地

※この図面はA3サイズをA4サイズに縮小したものである

# 仙塩広域都市計画被災市街地復興土地地区画整理事業 計 画 図



名 称	代々崎浜B地区被災市街地復興土地地区画整理事業
面 積	約 7.4 ha



境界番号	境界種類	備 考
1 ~ 2	道路線 (道路含む)	
2 ~ 3	見 通 し	道路の横断
3 ~ 4	道路線 (道路含まない)	
4 ~ 5	界 界	
5 ~ 6	道路線 (道路含む)	
6 ~ 7	界 界	
7 ~ 8	道路線 (道路含む)	
8 ~ 9	界 界	
9 ~ 10	見 通 し	道路の横断
10 ~ 11	界 界	
11 ~ 12	道路線 (道路含む)	
12 ~ 13	界 界	
13 ~ 14	道路線 (道路含む)	
14 ~ 15	見 通 し	道路の横断
15 ~ 16	界 界	
16 ~ 17	道路線 (道路含まない)	
17 ~ 18	見 通 し	道路の横断
18 ~ 19	道路線 (道路含まない)	
19 ~ 20	見 通 し	道路の横断
20 ~ 21	道路線 (道路含む)	
21 ~ 22	界 界	
22 ~ 23	道路線 (道路含む)	
23 ~ 24	界 界	
24 ~ 25	道路線 (道路含む)	
25 ~ 26	見 通 し	道路の横断
26 ~ 1	道路線 (道路含まない)	

凡 例	
	被災市街地復興土地地区画整理事業
	1~26 境界番号



※この図面はA3サイズをA4サイズに縮小したものである  
24

様式第6 法第48条第1項第7号関係（保安林の指定又は解除関係）

森林法第25条の2、第26条の2に規定する保安林の指定又は解除に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の指定又は解除）を必要とする場合に記載すること。

森林の所在場所					全面積	要解除面積	備 考
市郡	町村	大字	字	地番	実測	見込み面積	
宮城郡	七ヶ浜町	吉田浜	台	64	0.0304 ha	0.0304 ha	風致保安林
宮城郡	七ヶ浜町	吉田浜	台	65	0.0400 ha	0.0400 ha	風致保安林
合 計					0.0704 ha	0.0704 ha	

添付書類

- 1 指定・解除調書
- 2 指定・解除調査地図（ただし、法第46条第2項第3号に規定する土地利用方針に添付する図面等に必要な事項が記載されている場合は省略可能とする。）
- 3 位置図
- 4 その他必要な書類

※ 保安林を森林以外の用途に供することを目的とする場合は以下を添付すること。

- (1) 転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書
- (2) 転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書
- (3) 上記(1)、(2)の事業又は施設の設置について行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

注意事項

- 1 面積は、小数第4位まで記載すること。
- 2 調書及び図面等については、本マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年6月2日付け45 林野治第921号林野庁長官通知）、「保安林指定調書等の様式について」（昭和45年8月8日付け45 林野治第1553号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。

保安林解除調書

所在場所		流域名	鳴瀬川～名取川		整理番号	
		単位区域名	七ヶ浜町		市町村森林整備計画	七ヶ浜町
		森林計画区名	宮城南部		管轄森林管理署	—
		宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台6 4 外1筆				
森所有者	権利の種類	所有権				
	住所氏名					
当該森林に関する登記済の権利	権利の種類	—				
	住所氏名	—				
保安林	指定年月日	明治42年11月16日(台帳番号12-1)				
	指定された目的	名所又は旧跡の風致の保存				
面積	区分	不動産登記簿		実測(又は見込)		
	保安林面積	0.0704 ha		(実測)	0.0704 ha	
	要解除面積			(実測)	0.0704 ha	
	残置面積			(見込)	0.0000 ha	
保安地	位置	七ヶ浜町役場から北東へ約2.0km		地質	新第三系中新統大塚層	
	傾斜	0°		地質	砂質壤土	
保安林	樹種及び混合歩合(%)	ザツ 100.0%		林齢	ザツ 50年生	
	疎密度	疎				
現況	蓄積(ha当たり)	広葉樹 10m3 (140m3/ha)		生育状況	中	
	下層植生	ササ類				
荒廃状況等	松食い虫被害等により、クロマツ林は消失しており、一部が裸地化している。					

治山事業との関係	なし	
受益対象	範囲、種類 数量等	七ヶ浜町 人口：19,858人，世帯数：6,428戸
	既往の被災状況等	特になし
指定施業要件の内容	択伐「間伐」	
保安林の級別区分	級地・判定の事由：2級地	
	①治山事業施行地ではない。	
	②平均傾斜度は25°以上でない。	
	③保全対象に直接重大な影響がない。	
	④海岸保安林ではない。	
保安林解除を必要とする理由	⑤残置・造成森林でない。	
	(1) 適用条項：森林法第26条の2第2項(公益上の理由)	
	(2) 解除理由：公共住宅用地	
	(3) 公益上の理由を認める根拠：復興整備事業(防災集団移転促進事業：土地収用法第3条第1号，第30号で規定される道路，住宅に類似)	
(4) 検討の細部：別添付表のとおり		
解除に対する関係者の意見	森林所有者等	同意を得ている。
	受益者	異議なし。
他の法令による森林の施業制限との関係	特別名勝松島第二種保護地区	
調査者・職氏名 調査年月日	宮城県技術吏員 森林整備課治山班 技術主幹 井関 廣幸 平成25年4月15日 調査	
備考	(1) 不動産登記簿との照合年月日 平成25年1月31日 仙台法務局 塩竈支局	
	(2) 聴取及び現地調査立会人 七ヶ浜町震災復興推進課 技師 矢野 公嗣	

## 保安林解除調書附属明細書

所在場所			森林所有者		登記済の権利		保安林面積		要解除面積	残置面積	森林の現況	治と山の事関係	指定施業内容	他の法令による森林の施業制限等との関係
							不動産簿	実測又は見込	実測又は見込	実測又は見込				
(大字)	字	地番	権利の種類	権利者住所・氏名	権利の種類	権利者住所・氏名	ha	ha	ha	ha				
吉田浜	台	64	所有権		—	—	0.0304	0.0304	0.0304	0.0000	広葉樹 50年生	—	択伐「間伐」	特別名勝松島第二種保護地区
吉田浜	台	65	所有権		—	—	0.0400	0.0400	0.0400	0.0000	広葉樹 50年生	—	択伐「間伐」	特別名勝松島第二種保護地区
計		2筆					0.0704	0.0704	0.0704	0.0000				

## 事業計画の概要

事 項	内 容					
申請者	住所	宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5 番地 1				
	氏名	七ヶ浜町長 渡邊 善夫				
事業者	住所	同 上				
	氏名	同 上				
転用目的	公共住宅用地とするため（防災集団移転促進事業）					
用地面積 ( ha )	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">用地の現況 転用後の用途</div> <div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保安林</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">山林</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">宅地</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">計</div> </div> </div>					
	住宅用地	0.0682	0.3245	0.2110	0.0730	0.6767
	道路用地	0.0022	0.0591	0.0548	0.0181	0.1342
	公園用地	0.0000	0.0005	0.0439	0.0015	0.0459
	緑地	0.0000	0.0157	0.0000	0.0107	0.0264
	その他	0.0000	0.0001	0.0003	0.0004	0.0008
						0.0000
	計	0.0704	0.3999	0.3100	0.1037	0.8840
工事計画	全体	着工 平成 25 年 6 月 下旬				完了 平成26 年 3月31日
	保安林部分	着工 平成 25 年 6 月 下旬				完了 平成26 年 3月31日
所要事業費 ( 千円 )	区 分	合 計 A		保全施設費 B		B / A
	用 地 費	66,360,000				
	工 事 費	113,000,000		55,440,000		49%
	そ の 他					
	計	179,360,000		55,440,000		
そ の 他	<p>1 事業の名称 吉田浜台地区防災集団移転促進事業</p> <p>2 事業の規模 計画面積 0.8840ha（うち保安林内 0.0704ha）</p> <p>3 代替施設の概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植生工（種子吹付工 300㎡）</li> <li>・舗装工（歩道・車道舗装 1,240㎡）</li> <li>・排水工（U型側溝 432m，可変側溝 175m，横断側溝 17m）</li> <li>・擁壁工（小型重力式擁壁 13.8m）</li> <li>・広場工（植栽工等）</li> </ul>					

事業計画の内容審査結果

事 項		意 見		理 由				
① 事業等の 実施の確 実性の 検討	計画内容の具体性	有	無	東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画による復興整備事業（防災集団移転促進事業）であり、当該計画は具体的でかつ、確実に実施されるものと認められる。				
	保安林の 用地等 の 権利等 類	有	無	有	無	全部 一部	全部 一部	—
		権利等 類	所有権		(全部・一部)		—	
			地上権		(全部・一部)		—	
			賃借権		(全部・一部)		—	
			使用承諾		(全部・一部)		用地は全て取得予定であり、所有者より同意を得ている。	
			その他					
		排除を要 する 他人 の 権利	有	無	有	無	(内容)	—
	保安林以外 の 用地等 の 権利等 類	有	無	有	無	全部 一部	全部 一部	—
		権利等 類	所有権		(全部・一部)		—	
			地上権		(全部・一部)		—	
			賃借権		(全部・一部)		—	
			使用承諾		(全部・一部)		用地は全て取得予定であり、所有者より同意を得ている。また、県道用地については、事業区域への編入のみで同意を得ている。	
			その他				—	
		排除を要 する 他人 の 権利	有	無	有	無	(内容)	—
	用地の転 用 に 関 する 許 可	許認可等の要否	要	不要	文化財保護法第125条第1項の許可（現状変更の許可）		都市計画法第29条第1項の許可（開発行為の許可）	
		関係法令	(内容)					
	事業につ いて の 許 可	手続状況	許認可済・許認可見込 申請書提出済・未提出		申請準備中		申請中(H25.3.28)	
許認可等の要否		要	不要					
事業につ いて の 許 可	関係法令	(内容)						
	手続状況	許認可済・許認可見込 申請書提出済・未提出						

事業計画の内容審査結果

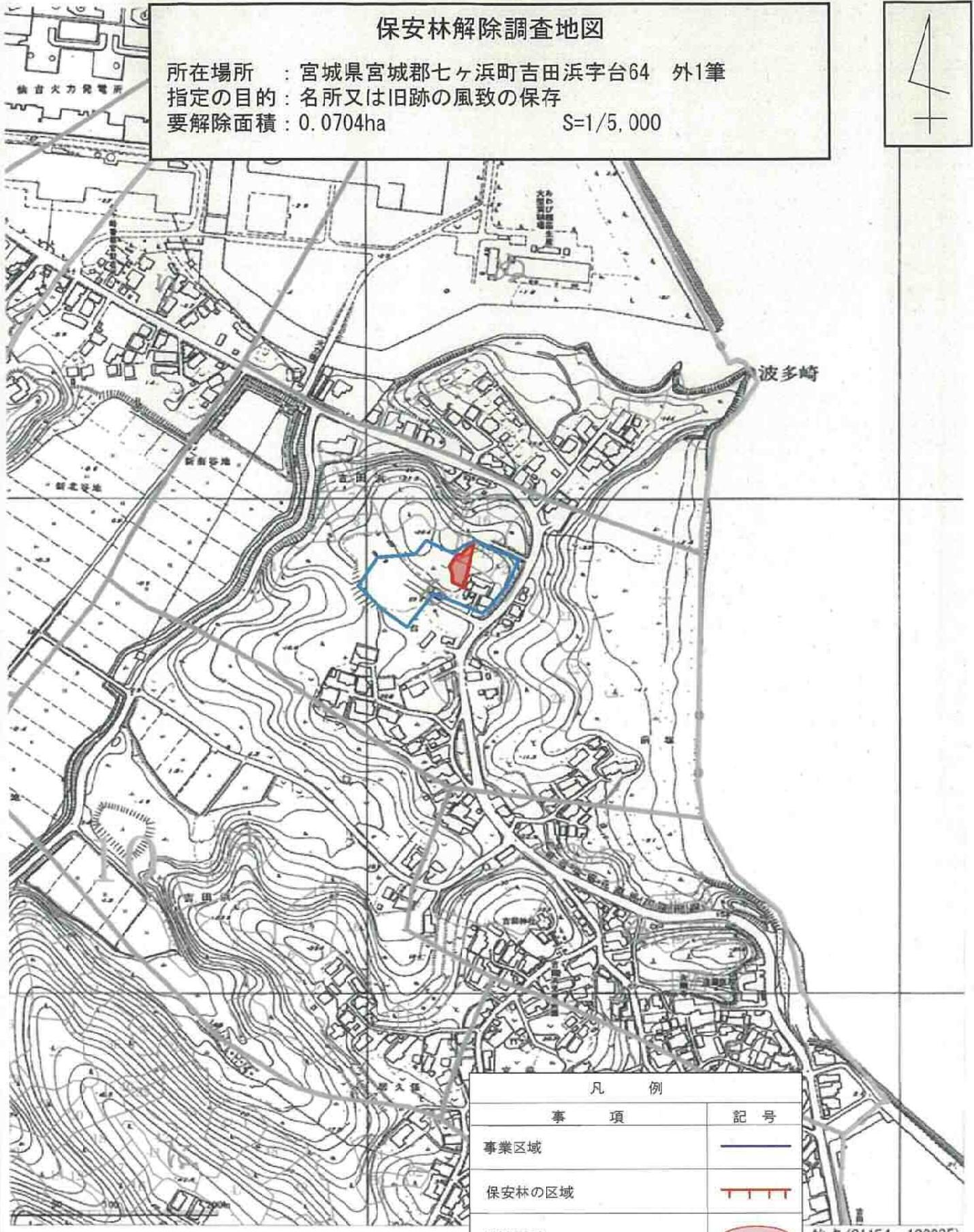
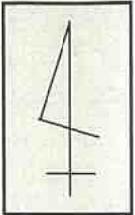
事 項		意 見		理 由	
①	資 金 関 係		有	無	東日本大震災復興交付金を活用する。(179,360千円 平成25年1月28日内示：復興庁) 省略(七ヶ浜町が事業主体である。)
	信 用 状 況		有	無	
	技 術 の 保 有		有	無	
	実 施 上 の 阻 害 要 因		有	無	
	結 論		適	不適	七ヶ浜町が事業主体であり、当該事業区域に係る用地取得の同意等を得ているとともに、文化財保護法等に基づく転用の許可が見込まれ、また設計図書等の内容から、確実に事業が行われると認められる。
② 他に適地を求め得ないかどうかの検討	法 令 上 の 制 約		有	無	当該事業は防災集団移転促進事業であり、当該申請箇所以外に適地を求めることは困難である。
	技 術 上 の 制 約		有	無	事業計画書、代替施設計画書等を審査したところ、事業実施の位置や地況等から技術上の制約は見当たらず、また、事業の目的や性質及び整備効果等から、当該地が条件に適合しており、現地状況から保安林内での事業実施はやむを得ないものと考えられる。
	現 地 の 適 性		適	不適	
	結 論		適	不適	事業計画書や代替施設計画書及び地形や保安林の位置関係等を考慮の結果、当該申請箇所以外に用地を選定することは困難であり、やむを得ないものと認められる。
③ 面積が必要最小限度であるかどうかの検討	法 規 準 が あ る 合	基 準 の 有 無	有	無	道路構造令、宮城県土木設計マニュアル、宅地防災マニュアル
		基 準 と の 関 係	適	不適	道路構造令の基準及び各種関係指針に準拠し設計されたものであり、必要最小限度の面積と認められる。
	法 令 に よ る 基 準 が な い 場 合		( 適 )		—
	期 別 計 画 等 と の 関 係		適	不適	当該事業は、平成25年度に実施する計画である。
	結 論		適	不適	本事業は復興整備計画に基づく復興整備事業であり、保安林を極力回避して用地を選定しており、設計図書等の内容から区域及び面積は必要最小限であると認められる。
④ 転用による保安上の影響の検討	保 安 林 の 機 能 の 代 替 施 設	計 画 の 有 無	有	無	代替施設計画書のとおり、植生工、舗装工、排水工等が計画されており、転用により失われると見込まれる保安林の機能を代替する施設が計画されている。
		計 画 の 適 否	適	不適	計画されている代替施設の内容は、保安林の機能の代替として適当である。

事業計画の内容審査結果

事		項		意 見		理 由		
④ 転用による 保安上の影 響の検討	工中対策	対策の有無		有	・	無	工事中は、必要に応じ土砂の流出や崩壊を防止する対策を行う。また、工事後の対策を兼ねる植生工、排水工等を土工後順次施行する計画である。	
		対策のねらい		適	・	不適	土砂の流出の防止及び排水対策等に特に配慮した対策としている。	
		水処理	水理計画等		適	・	不適	各水理公式、係数、使用した因子等適切に計算されている。
			地下排水		適	・	不適	基礎地盤からの湧水はない。
			表面排水		適	・	不適	表面排水は、U型側溝等により集水し、流末排水施設に導水する。
			流末処理		適	・	不適	各種側溝を経て、安全に松島湾に流下させる計画である。
		土砂流出防止	残土処理		適	・	不適	残土については4,760㎡発生するが、他の復興整備事業の盛土材として使用する。
			法面保護		適	・	不適	法面保護については、種子吹付工を施工することにより土砂の流出崩壊を防止するもので適切である。
			土砂流出量		適	・	不適	年間土砂流出量を裸地310㎡/haで算出しており適切である。
			防止施設		適	・	不適	仮設沈砂地、素掘水路等を設置により、工事中の土砂流出防止を図り、工事後の対策を兼ねる植生工、擁壁工、排水工等も計画されており、適当である。
		その他		( 適	・	不適 )	上記工事中の対策を講じることで、転用による保全上の支障はないと認められる。	
		転用後対策	対策の有無		有	・	無	工事中の対策が転用後の対策を兼ねており、工事中の対策に記載してあるので省略する。
			対策のねらい		適	・	不適	
	水処理		水理計画等		適	・	不適	
			地下排水		適	・	不適	
			表面排水		適	・	不適	
			流末処理		適	・	不適	
	土砂流出防止		残土処理		適	・	不適	
			法面保護		適	・	不適	
			土砂流出量		適	・	不適	
			防止施設		適	・	不適	
	その他		( 適	・	不適 )	—		
	工事の工程		適	・	不適	土工の進捗に応じて排水施設や法面緑化を施工し、土砂流出や崩壊を防止する計画であり適切である。		
代替施設設置の 確 実 性	計画の具体性		有	・	無	土工の進捗に応じ排水施設や法面緑化等が施工される計画であり、本工事の一環として代替施設が計画されていることから、確実に設置されると認められる。		
	用地取得等		有	・	無			
	資金関係		有	・	無			
	その他		( 適	・	不適 )		—	
土地利用上の配慮		適	・	不適	保安林解除面積は必要最小限であり、保全施設の設置にも十分配慮されている。			
結 論		適	・	不適	計画内容等は適切であり、本工事の一環として代替施設が計画されており、確実に実施されるものと認められ、工事中及び転用後の災害の防止対策も適切で、転用後における保全上の影響は軽微であると認められる。また、工事に伴う保安林解除面積は必要最小限であり、現地状況から保安林の解除はやむを得ないと判断される。			

# 保安林解除調査地図

所在場所 : 宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台64 外1筆  
 指定の目的 : 名所又は旧跡の風致の保存  
 要解除面積 : 0.0704ha S=1/5,000

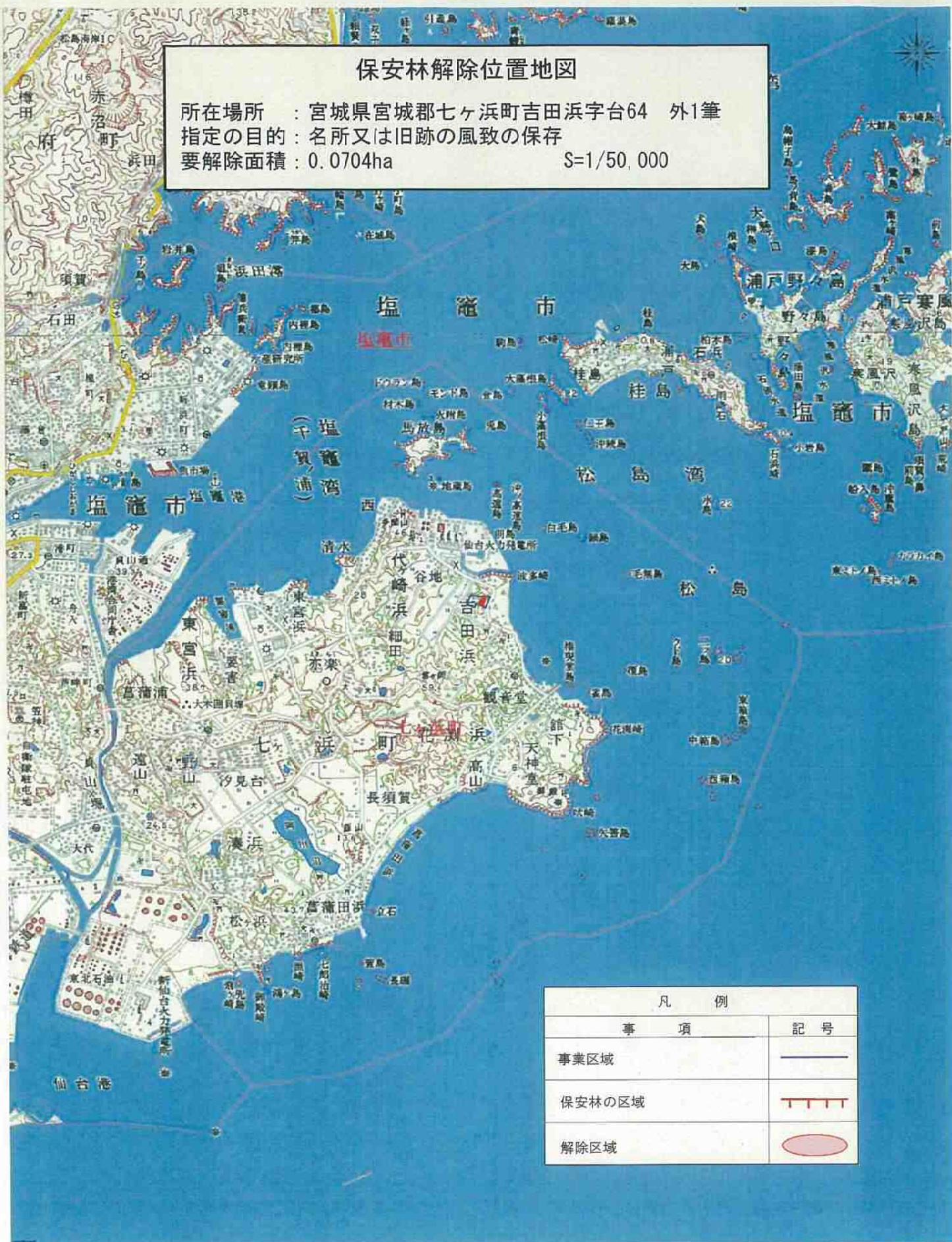


凡 例	
事 項	記 号
事業区域	
保安林の区域	
解除区域	

縮尺 1/5,000

### 保安林解除位置地図

所在場所 : 宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台64 外1筆  
 指定の目的 : 名所又は旧跡の風致の保存  
 要解除面積 : 0.0704ha S=1/50,000



凡 例	
事 項	記 号
事業区域	——
保安林の区域	
解除区域	○

## 事業計画書

記載事項	記載内容
1 転用の目的に係る事業又は施設の名称	吉田浜台地区防災集団移転促進事業
2 当該事業を行い、又は施設を設置する者の氏名及び住所	(1) 事業主体 宮城郡七ヶ浜町 (2) 住 所 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5 番地 1
3 当該事業等の用に供するため当該保安林の土地を選定した理由	<p>本町では、今回の震災による大津波により菖蒲田浜・花瀨浜表浜地区一体が壊滅的な被害を受けた。このため、応急仮設住宅・民間賃貸住宅のみなし仮設住宅に加え、親せきなどに一時的に同居している世帯などを合わせ、多くの被災者の住宅復興が喫緊の課題となっている。</p> <p>移転地の選定にあたっては、住民意向を踏まえ、既成市街地の近傍でかつ津波被害を受ける可能性のない丘陵地を選定し、可能な限り保安林を回避するよう検討したが、住民生活の利便性及び安心で安全な住居環境の確保と、高台住宅団地への移転希望者及び災害公営住宅への入居希望者数を一団で確保するためには、当該地の保安林指定地を避けて事業区域を設定するのは困難であることから、やむを得ず当該保安林指定地を含んだものである。</p>
4 申請面積について必要とする根拠	<p>七ヶ浜町にて実施した居留意向調査（H25. 1. 7 現在）によると、本吉田浜台地区は、9 世帯が高台住宅団地の希望をされており、また、10 世帯（1LDK：5 世帯、2LDK：3 世帯、3LDK：1 世帯、4LDK：1 世帯）が災害公営住宅への入居を希望されている。</p> <p>住宅地の必要面積を 0.7ha と算定し、その他開発区域内の道路、公園の設置が必要であり、当該面積の確保が必要である。</p> <p>当該事業の設計にあたっては、開発許可制度便覧（宮城県）、道路構造令、宮城県土木設計マニュアル、宅地防災マニュアル等に基づき設計したものであり、被災者の移転先住宅団地確保として最小限の面積としている。</p>

記 載 事 項	記 載 内 容																																																																																																																																	
5 当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況	(1) 権利の種類・取得状況 七ヶ浜町取得予定 (所有者同意済：平成25年1月17日)																																																																																																																																	
6 事業費に要する資金の総額及びその調達方法	(1) 資金の総額 179,360 千円 (2) 資金の調達方法 <table border="1" data-bbox="544 577 1436 779"> <thead> <tr> <th>種類及び名称</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復興交付金</td> <td>179,360 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>179,360 千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類及び名称	金 額	備 考	復興交付金	179,360 千円			千円		計	179,360 千円																																																																																																																						
種類及び名称	金 額	備 考																																																																																																																																
復興交付金	179,360 千円																																																																																																																																	
	千円																																																																																																																																	
計	179,360 千円																																																																																																																																	
7 事業等に要する経費	(別紙2 事業等に要する経費一覧表のとおり)																																																																																																																																	
8 事業等に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程及び当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在	(1) 工事の開始及び完了の予定日 全 体 着工 平成25年6月 ・ 完了 平成26年3月 保安林部分 着工 平成25年6月 ・ 完了 平成26年3月 (2) 工事の工程 <table border="1" data-bbox="564 1160 1436 1496"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作 業 項 目</th> <th colspan="8">平成25年</th> <th colspan="4">平成26年</th> </tr> <tr> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 準備工(伐採除根)</td> <td></td> <td>---</td> <td>---</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 土工</td> <td></td> <td></td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 擁壁等構造物築造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>---</td> <td>---</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 地区内道路工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 地区内汚水工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 地区内上水工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 地区外排水工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 後片付け</td> <td></td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="576 1503 916 1529">※全体：———— 保安林内：-----</p> (3) 当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在 (別紙3 当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在一覧表のとおり)	作 業 項 目	平成25年								平成26年				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	1 準備工(伐採除根)		---	---										2 土工			---	---	---	---							3 擁壁等構造物築造				---	---								4 地区内道路工事					---	---	---	---	---	---			5 地区内汚水工事						---	---	---	---				6 地区内上水工事							---	---	---				7 地区外排水工事								---	---	---			8 後片付け											---	---
作 業 項 目	平成25年								平成26年																																																																																																																									
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月																																																																																																																						
1 準備工(伐採除根)		---	---																																																																																																																															
2 土工			---	---	---	---																																																																																																																												
3 擁壁等構造物築造				---	---																																																																																																																													
4 地区内道路工事					---	---	---	---	---	---																																																																																																																								
5 地区内汚水工事						---	---	---	---																																																																																																																									
6 地区内上水工事							---	---	---																																																																																																																									
7 地区外排水工事								---	---	---																																																																																																																								
8 後片付け											---	---																																																																																																																						

記 載 事 項	記 載 内 容																	
9 その他の参考となるべき事項	<p>(1) 当該保安林の土地と併せて当該事業等の用に供される土地がある場合における当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況 (別紙1 権利の種類・取得状況明細表のとおり)</p> <p>(2) 転用前後の用途別面積 (別紙4 転用後の用途別面積表のとおり)</p> <p>(3) 事業量及び事業の概要  ①事業名称：防災集団移転促進事業  ②施行者名：七ヶ浜町長 渡邊 善夫  ③施行区域の区域：宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 27 外 24 筆  ④施行面積：0.8840ha  ⑤事業費：179,360 千円  ⑥事業期間：平成 25 年度</p> <p>(4) 利害関係者の意見 地権者より施行同意を取得している。</p> <p>(5) 土量計算及び残土（又は不足土）の処理方法  ①土量計算の総括表</p> <table border="1" data-bbox="539 1294 1442 1473"> <thead> <tr> <th rowspan="2">土量計算 区分</th> <th rowspan="2">切土 m3</th> <th colspan="2">盛土 m3</th> <th rowspan="2">残土 m3</th> </tr> <tr> <th>切土転用</th> <th>不足土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業区域</td> <td>5,259</td> <td>449</td> <td>0</td> <td>4,760</td> </tr> <tr> <td>うち保安林 区域</td> <td>677</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>677</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別紙5 土量計算書のとおり)</p> <p>②残土の処理方法 残土は他の復興事業の盛土材として使用する。</p>	土量計算 区分	切土 m3	盛土 m3		残土 m3	切土転用	不足土	事業区域	5,259	449	0	4,760	うち保安林 区域	677	0	0	677
土量計算 区分	切土 m3			盛土 m3			残土 m3											
		切土転用	不足土															
事業区域	5,259	449	0	4,760														
うち保安林 区域	677	0	0	677														

(別紙1) 権利の種類・取得状況明細表

番号	所在	地目	面積 (ha)	土地を使用する権利の種類	権利等の取得状況
1	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 27	原野	0.0141	所有権	H25.1.16 同意済
2	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 28	原野	0.0149	所有権	H25.1.16 同意済
3	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 36	山林	0.0023	所有権	H25.1.16 同意済
4	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 37	山林	0.0149	所有権	H25.1.16 同意済
5	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 43-1	山林	0.1654	所有権	H25.1.17 同意済
6	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 52	雑種地	0.0597	所有権	H25.1.16 同意済
7	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 53	山林	0.0138	所有権	H25.1.16 同意済
8	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 54	宅地	0.1239	所有権	H25.1.16 同意済
9	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 55	宅地	0.0208	所有権	H25.1.16 同意済
10	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 56	宅地	0.0193	所有権	H25.1.16 同意済
11	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 57	山林	0.0300	所有権	H25.1.16 同意済
12	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 58	山林	0.0120	所有権	H25.1.16 同意済
13	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 58-2	雑種地	0.0014	所有権	H25.1.16 同意済
14	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 59	宅地	0.0667	所有権	H25.1.17 同意済
15	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 60-1	宅地	0.0202	所有権	H25.1.17 同意済
16	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 61	山林	0.0440	所有権	H25.1.17 同意見込
17	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 64	保安林	0.0304	所有権	H25.1.17 同意済
18	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 65	保安林	0.0400	所有権	H25.1.17 同意済
19	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 73-1	山林	0.0068	所有権	H25.1.16 同意済
20	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 73-3	山林	0.0107	所有権	H25.1.16 H25.1.17 同意済
21	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 86	山林	0.1300	所有権	H25.1.17 同意済
22	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 86-2	雑種地	0.0117	所有権	H25.1.17 同意済
23	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 87-7	宅地	0.0011	所有権	H25.1.17 同意見込
24	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 110-1	宅地	0.0280	所有権	H25.1.17 同意済
25	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 77-3 地先	公衆用 道路	0.0019	事業区域への編入 のみ	
	合計		0.8840		

工種	種別	規模・構造	数量	平均単価 (円)	金額 (円)
準備工	伐開工	伐採・抜根	1,980 m <sup>2</sup>	1,000	1,980,000
		除草	1,580 m <sup>2</sup>	500	790,000
土工	切土工	掘削押土 平均運土距離=10m	250 m <sup>3</sup>	500	125,000
		掘削押土 平均運土距離=20m	70 m <sup>3</sup>	500	35,000
		掘削押土 平均運土距離=40m	170 m <sup>3</sup>	500	85,000
		掘削積込	4,800 m <sup>3</sup>	350	1,680,000
	盛土工	敷均転圧	450 m <sup>3</sup>	500	225,000
	残土	運搬処理	4,900 m <sup>3</sup>	3,000	14,700,000
	作業土工	床掘 BH0.8	210 m <sup>3</sup>	400	84,000
		床掘 BH0.45	440 m <sup>3</sup>	600	264,000
		埋戻 C	10 m <sup>3</sup>	1,600	16,000
		埋戻 D	270 m <sup>3</sup>	2,300	621,000
	基面整正	383 m <sup>2</sup>	400	153,200	
法面工	法面整形	切土	280 m <sup>2</sup>	1,200	336,000
		盛土	250 m <sup>2</sup>	1,200	300,000
擁壁工	小型重力式擁壁	① L=12.3m	1 式	180,000	180,000
		② L=1.5m	1 式	36,000	36,000
防災工	工事中防災工	素掘水路 300×500	88 m	600	52,800
		仮排水管 ポリエチレン無孔波状管 φ300	10 m	3,600	36,000
		合成樹脂柵 H=500	362 m	3,600	1,303,200
		防塵ネット H=3000	228 m	8,000	1,824,000
	工事後防災工	宅地排水縦溝 φ100	13 箇所	6,000	78,000
撤去工	既設構造物取壊し工	無筋コンクリート	2 m <sup>3</sup>	8,400	16,800
	舗装版破砕工	アスファルト舗装版 t=10cm以下	129 m <sup>2</sup>	600	77,400
		アスファルト舗装版 t=10cm超え15cm以下	81 m <sup>2</sup>	600	48,600
		コンクリート舗装版 t=10cm以下	51 m <sup>2</sup>	800	40,800
舗装版切断工	アスファルト舗装版 t=20cm以下	49 m	600	29,400	
付帯工	ごみステーション		2 箇所	360,000	720,000
植生工	植生工	種子吹付工(切土)	150 m <sup>2</sup>	400	60,000
		種子吹付工(盛土)	150 m <sup>2</sup>	400	60,000
舗装工	アスファルト舗装工	車道舗装	910 m <sup>2</sup>	3,600	3,276,000
		車道滑り止め舗装	150 m <sup>2</sup>	4,200	630,000
		歩道舗装	59 m <sup>2</sup>	3,100	182,900
		県道部車道舗装	80 m <sup>2</sup>	4,800	384,000
		県道部車道舗装(仮復旧)	15 m <sup>2</sup>	4,600	69,000
		県道部歩道舗装	1 m <sup>2</sup>	1,300	1,300
		県道部歩道舗装(仮復旧)	1 m <sup>2</sup>	2,000	2,000
	コンクリート舗装工	進入路	40 m <sup>2</sup>	19,000	760,000
境界工	地先境界工	地先境界ブロック	31 m	3,100	96,100
安全施設工	防護柵工	ガードパイプ Gp-Cp-2E 茶色	8 m	13,000	104,000
		車止め H=800 茶色	2 箇所	30,000	60,000
	視線誘導標工	デリネータ	3 箇所	8,300	24,900
		道路反射鏡工	カーブミラー φ800 一面 直柱	1 基	100,800
	カーブミラー φ800 二面 直柱	1 基	166,000	166,000	
区画線工	外側線	実線 白色 W=15cm	400 m	500	200,000
	中央線	実線 黄色 W=15cm	15 m	500	7,500
	停止線	実線 白色 W=30cm	3 m	800	2,400
	記号	実線 白色 W=30cm	2 m	800	1,600
	文字	実線 白色 W=15cm換算	19 m	1,000	19,000
排水工	側溝工	U型側溝 PU1-300×300	41 m	7,200	295,200
		U型側溝 PU2-250×250	57 m	12,000	684,000
		U型側溝 PU2-300×300	98 m	13,000	1,274,000
		U型側溝 PU3-300×300	142 m	15,600	2,215,200
		U型側溝 PU3-300×500	78 m	18,000	1,404,000
		電柱よけ側溝 300×300	4 箇所	46,800	187,200
		電柱よけ側溝 300×500	3 箇所	54,000	162,000
		U型側溝勾配変化型 300×500	16 m	20,400	326,400
		可変側溝 300×400	57 m	19,200	1,094,400
		可変側溝 300×500	17 m	20,400	346,800
		可変側溝 300×600	3 m	21,600	64,800
		可変側溝 300×700	8 m	22,800	182,400
		可変側溝 300×800	4 m	25,200	100,800

工種	種別	規模・構造	数量	平均単価 (円)	金額 (円)
排水工	側溝工	可変側溝 300×900	10 m	26,400	264,000
		可変側溝 300×1000	38 m	28,800	1,094,400
		可変側溝 300×1100	38 m	30,000	1,140,000
		横断側溝 300×300	12 m	72,000	864,000
		横断側溝 300×300 (歩)	1 m	72,000	72,000
		横断暗渠 300×300	4 m	24,000	96,000
	法面排水工	BF-300×200	67 m	7,200	482,400
	縦排水溝	BF-300×201	7 m	12,000	84,000
	縞鋼板蓋	500×2000×4.5	2 箇所	12,000	24,000
	集水柵工	A1 500×500×600 (歩道)	5 箇所	43,000	215,000
		A2 500×500×600	3 箇所	50,000	150,000
		B 500×500×700	1 箇所	55,000	55,000
		C 500×500×1300 (歩道)	1 箇所	96,000	96,000
		D 600×600×600	2 箇所	65,000	130,000
		E 600×600×700	2 箇所	70,000	140,000
F 600×600×800		1 箇所	75,000	75,000	
汚水排水管工	G 600×600×1300	1 箇所	126,000	126,000	
	Vu φ200 マンホール	239 m 11 箇所	15,000 340,000	3,585,000 3,740,000	
給水工	給水管敷設	HPPE φ100	100 m	6,000	600,000
		HPPE φ75	88 m	4,200	369,600
広場工	植栽工	高木	9 本	360,000	3,240,000
		中木	5 本	57,600	288,000
		低木	833 株	3,600	2,998,800
		芝生	59 m <sup>2</sup>	2,400	141,600
		地被	118 株	1,800	212,400
		吹付芝	172 m <sup>2</sup>	1,800	309,600
	排水設備	給水管	13 m	1,800	23,400
		集水柵	4 m	120,000	480,000
	地下排水工	VU150	30 m	5,000	150,000
	電気設備工	引込柱	2 基	570,000	1,140,000
		分電盤	2 面	1,200,000	2,400,000
		ポールライト	4 基	400,000	1,600,000
		スポットライト	6 基	260,000	1,560,000
		電線	89 m	2,000	178,000
	舗装工	アスファルト舗装	56 m <sup>2</sup>	3,000	168,000
		コンクリート舗装	34 m <sup>2</sup>	2,400	81,600
		土舗装	69 m <sup>2</sup>	2,200	151,800
		砂利敷	6 m <sup>2</sup>	1,800	10,800
	縁石工		195 m	3,600	702,000
	階段工		1 箇所	350,000	350,000
水飲工		1 箇所	270,000	270,000	
ベンチ		23 m	12,000	276,000	
芝生縁台		1 m	12,000	12,000	
車止め		2 箇所	50,000	100,000	
		直接工事費			70,628,300
		諸経費	60%		42,371,700
		合計			113,000,000

(別紙3) 当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在一覧表

工種	種別	規模・構造	所在		
			保安林内	保安林外	
擁壁工	小型重力式擁壁	① L=12.3m	1式	1式	0式
		② L=1.5m	1式	1式	0式
防災工	宅地排水縦溝	φ100	13箇所	0箇所	13箇所
付帯工	ゴミステーション		2箇所	0箇所	2箇所
植生工	植生工	種子吹付工(切土)	150m <sup>2</sup>	0m <sup>2</sup>	150m <sup>2</sup>
		種子吹付工(盛土)	150m <sup>2</sup>	0m <sup>2</sup>	150m <sup>2</sup>
舗装工	アスファルト舗装工	車道舗装	910m <sup>2</sup>	0m <sup>2</sup>	910m <sup>2</sup>
		車道滑り止め舗装	150m <sup>2</sup>	0m <sup>2</sup>	150m <sup>2</sup>
		歩道舗装	59m <sup>2</sup>	16m <sup>2</sup>	43m <sup>2</sup>
		県道部車道舗装	80m <sup>2</sup>	0m <sup>2</sup>	80m <sup>2</sup>
		県道部車道舗装(仮復旧)	15m <sup>2</sup>	0m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>
		県道部歩道舗装	1m <sup>2</sup>	0m <sup>2</sup>	1m <sup>2</sup>
	県道部歩道舗装(仮復旧)	1m <sup>2</sup>	0m <sup>2</sup>	1m <sup>2</sup>	
	コンクリート舗装工	進入路	40m <sup>2</sup>	0m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>
境界工	地先境界工	地先境界ブロック	31m	1m	30m
安全施設工	防護柵工	ガードパイプ Gp-Cp-2E 茶色	8m	0m	8m
		車止め H=800 茶色	2箇所	0箇所	2箇所
	視線誘導標工	デリネータ	3箇所	0箇所	3箇所
	道路反射鏡工	カーブミラー φ800 一面 直柱	1基	0基	1基
カーブミラー φ800 二面 直柱		1基	0基	1基	
区画線工	外側線	実線 白色 W=15cm	400m	0m	400m
	中央線	実線 黄色 W=15cm	15m	0m	15m
	停止線	実線 白色 W=30cm	3m	0m	3m
	記号	実線 白色 W=30cm	2m	0m	2m
	文字	実線 白色 W=15cm換算	19m	0m	19m
排水工	側溝工	U型側溝 PU1-300×300	41m	33m	8m
		U型側溝 PU2-250×250	57m	0m	57m
		U型側溝 PU2-300×300	98m	12m	86m
		U型側溝 PU3-300×300	142m	0m	142m
		U型側溝 PU3-300×500	78m	0m	78m
		電柱よけ側溝 300×300	4箇所	0箇所	4箇所
		電柱よけ側溝 300×500	3箇所	0箇所	3箇所
		U型側溝勾配変化型 300×500	16m	0m	16m
		可変側溝 300×400	57m	0m	57m
		可変側溝 300×500	17m	0m	17m
		可変側溝 300×600	3m	0m	3m
		可変側溝 300×700	8m	0m	8m
		可変側溝 300×800	4m	0m	4m
		可変側溝 300×900	10m	0m	10m
		可変側溝 300×1000	38m	0m	38m
		可変側溝 300×1100	38m	0m	38m
		横断側溝 300×300	12m	0m	12m
		横断側溝 300×300(歩)	1m	1m	0m
	横断暗渠 300×300	4m	0m	4m	
	法面排水工	BF-300×200	67m	0m	67m
	縦排水溝	BF-300×201	7m	0m	7m
	縞鋼板蓋	500×2000×4.5	2箇所	0箇所	2箇所
	集水枳工	A1 500×500×600(歩道)	5箇所	0箇所	5箇所
A2 500×500×600		3箇所	2箇所	1箇所	
B 500×500×700		1箇所	0箇所	1箇所	
C 500×500×1300(歩道)		1箇所	0箇所	1箇所	
D 600×600×600		2箇所	0箇所	2箇所	
E 600×600×700		2箇所	0箇所	2箇所	
F 600×600×800		1箇所	0箇所	1箇所	
G 600×600×1300	1箇所	0箇所	1箇所		

(別紙4) 転用後の用途別面積表

	保安林	山林	原野	雑種地	宅地	公衆用 道路	計	構成比 (%)
住 宅	0.0682	0.3245	0.0290	0.0440	0.2110	0	0.6767	76.5
道 路	0.0022	0.0591	0	0.0162	0.0548	0.0019	0.1342	15.2
緑 地	0	0.0157	0	0.0107	0	0	0.0264	3.0
公 園	0	0.0005	0	0.0015	0.0439	0	0.0459	5.2
ごみステーション	0	0.0001	0	0.0004	0.0003	0	0.0008	0.1
計	0.0704	0.3999	0.0290	0.0728	0.3100	0.0019	0.8840	100.0
構成比 (%)	8.0	45.2	3.3	8.2	35.1	0.2	100.0	



## 代 替 施 設 計 画 書

記 載 事 項	記 載 内 容																																																																																																																																	
1 当該代替施設を実施する者が、当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況	当該代替施設計画は、事業計画に係る施設と一体をなすものである。 事業計画書と同じにつき記載を省略した。																																																																																																																																	
2 代替施設に要する資金の総額及びその調達方法	<p>(1) 資金の総額 55,440 千円</p> <p>(2) 資金の調達方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">種類及び名称</th> <th style="width: 20%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復興交付金</td> <td style="text-align: center;">55,450 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">55,450 千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類及び名称	金 額	備 考	復興交付金	55,450 千円		計	55,450 千円																																																																																																																									
種類及び名称	金 額	備 考																																																																																																																																
復興交付金	55,450 千円																																																																																																																																	
計	55,450 千円																																																																																																																																	
3 代替施設に要する経費	(別紙6 代替施設等に要する経費一覧表のとおり)																																																																																																																																	
4 代替施設に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程及び当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在	<p>(1) 工事の開始及び完了の予定日</p> <p style="margin-left: 40px;">全 体 着工 平成 25 年 6 月 ・ 完了 平成 26 年 3 月</p> <p style="margin-left: 40px;">保安林部分 着工 平成 25 年 6 月 ・ 完了 平成 26 年 3 月</p> <p>(2) 工事の工程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">作 業 項 目</th> <th colspan="8">平成25年</th> <th colspan="4">平成26年</th> </tr> <tr> <th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th> <th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 準備工(伐採除根)</td> <td></td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>2 土工</td> <td></td><td></td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>3 擁壁等構造物築造</td> <td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>4 地区内道路工事</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>5 地区内汚水工事</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>6 地区内上水工事</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>7 地区外排水工事</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>8 後片付け</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">---</td><td style="text-align: center;">---</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 5px;">※全体: ——— 保安林内: - - - -</p> <p>(3) 当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在 (事業計画書の8(3)の当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在のとおり)</p>	作 業 項 目	平成25年								平成26年				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	1 準備工(伐採除根)		---	---										2 土工			---	---	---	---							3 擁壁等構造物築造				---	---								4 地区内道路工事					---	---	---	---	---	---			5 地区内汚水工事						---	---	---					6 地区内上水工事						---	---	---					7 地区外排水工事							---	---	---	---			8 後片付け											---	---
作 業 項 目	平成25年								平成26年																																																																																																																									
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月																																																																																																																						
1 準備工(伐採除根)		---	---																																																																																																																															
2 土工			---	---	---	---																																																																																																																												
3 擁壁等構造物築造				---	---																																																																																																																													
4 地区内道路工事					---	---	---	---	---	---																																																																																																																								
5 地区内汚水工事						---	---	---																																																																																																																										
6 地区内上水工事						---	---	---																																																																																																																										
7 地区外排水工事							---	---	---	---																																																																																																																								
8 後片付け											---	---																																																																																																																						

記 載 事 項	記 載 内 容
5 その他の参考となるべき事項	<p>(1) 当該保安林の土地と併せて当該事業等の用に供される土地がある場合における当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況 事業計画書と同じにつき記載を省略した。</p> <p>(2) 排水施設計画</p> <p>①雨水流出量算出根拠（流量：ラショナル式）</p> $Q = 1/360 \times f \times r \times A$ <p>Q：雨水流出量（m<sup>3</sup>/s） f：流出係数（平均流出係数 0.80） r：設計雨量強度 宮城県内主要地点における 10 年確率時間降雨強度（121mm/h：松島地点）を使用 A：集水区域面積（ha）</p> <p>②排水施設流量算出根拠（流速マニング式）</p> $Q = V \times A$ <p>Q：排水流量（m<sup>3</sup>/s） V：流速（m/s） A：断面積（m<sup>2</sup>）</p> $V = 1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$ <p>V：平均流速（m/s） R：径深 n：粗度係数 I：勾配（%）</p> <p>※排水施設の断面決定にあたっては、開発許可基準と比較し、断面の大きくなる方を採用する。 （別紙7 排水計算書のとおり）</p> <p>③施工中の対策</p> <p>工事施工中の排水については、事業区域外への濁水等の流出を防止し、法面の崩壊等を防止するため、適切な位置に沈砂池、素堀水路を設置する。</p>

記 載 事 項	記 載 内 容
5 その他の参考となるべき事項	<p>(3) 転用に伴う土砂流出の防止計画</p> <p>①流出土砂量の算出根拠  土砂量＝面積×ha 当たり土量×期間修正（0.5年）  土砂量算出根拠 310m<sup>3</sup>/年×0.900ha×0.5年＝140m<sup>3</sup></p> <p>※期間修正：6ヶ月毎に土砂搬出を行うことより0.5年を1サイクルとする。  ※土砂量は、開発許可基準と比較し、発生量の大きくなる方を採用する。（別紙8 防災計算書のとおり）</p> <p>②施工中の対策  本工事の施工に先立ち沈砂池、素堀水路等を設置し、施工区域外へ流出する土砂を防止する。また、沈砂池は、定期的に浚渫等を行い地区外流出防止に努める。</p> <p>(4) 流末処理の方法</p> <p>①表面排水  U型側溝等により導水し、県道側溝に排水する。</p> <p>②流末処理  県道側溝を経て、適切に処理する。</p> <p>③調整池  県河川課との協議の結果、調整池の設置は必要ない。</p> <p>(5) 切土、盛土法面の処理方法</p> <p>①切土法面  切土法面は、法面勾配 1：1.5 とし、種子吹付けにて施工し早期緑化に努める。</p> <p>②盛土法面  盛土法面は、法面勾配 1：1.5 とし、種子吹付けにて施工し早期緑化に努める。</p>

記 載 事 項	記 載 内 容																											
5 その他の参考となるべき事項	<p data-bbox="555 342 1007 376">(6) 他の法令による土地利用の制限</p> <table border="1" data-bbox="539 385 1439 725"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 385 679 528" rowspan="2">種 類</th> <th data-bbox="679 385 815 528" rowspan="2">面 積 (ha)</th> <th colspan="2" data-bbox="815 385 1134 479">他の法令による 土地利用の制限</th> <th colspan="2" data-bbox="1134 385 1439 479">土地使用権の種類 及び取得状況</th> </tr> <tr> <th data-bbox="815 479 975 528">法令の名称</th> <th data-bbox="975 479 1134 528">許認可年月日</th> <th data-bbox="1134 479 1287 528">種 類</th> <th data-bbox="1287 479 1439 528">取得状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 528 679 629">開発行為 許可申請</td> <td data-bbox="679 528 815 629">0.884078</td> <td data-bbox="815 528 975 629">都市計画法</td> <td data-bbox="975 528 1134 629">申請中</td> <td data-bbox="1134 528 1287 629">取得権</td> <td data-bbox="1287 528 1439 629">同意済み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 629 679 725">特別名勝 松島許可</td> <td data-bbox="679 629 815 725">0.8840</td> <td data-bbox="815 629 975 725">文化財保護 法</td> <td data-bbox="975 629 1134 725">申請中</td> <td data-bbox="1134 629 1287 725">取得権</td> <td data-bbox="1287 629 1439 725">同意済み</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="555 781 1091 815">(7) 残置森林、造成森林及び緑地について</p> <p data-bbox="593 828 1230 862">法面緑地については、主に種子吹付けを施工する。</p>						種 類	面 積 (ha)	他の法令による 土地利用の制限		土地使用権の種類 及び取得状況		法令の名称	許認可年月日	種 類	取得状況	開発行為 許可申請	0.884078	都市計画法	申請中	取得権	同意済み	特別名勝 松島許可	0.8840	文化財保護 法	申請中	取得権	同意済み
種 類	面 積 (ha)	他の法令による 土地利用の制限		土地使用権の種類 及び取得状況																								
		法令の名称	許認可年月日	種 類	取得状況																							
開発行為 許可申請	0.884078	都市計画法	申請中	取得権	同意済み																							
特別名勝 松島許可	0.8840	文化財保護 法	申請中	取得権	同意済み																							

(別紙6) 代替施設に要する経費一覧表

1

工種	種別	規模・構造	数量	平均単価 (円)	金額 (円)
擁壁工	小型重力式擁壁	① L=12.3m	1 式	180,000	180,000
		② L=1.5m	1 式	36,000	36,000
防災工	工事後防災工	宅地排水堅溝 φ100	13 箇所	6,000	78,000
植生工	植生工	種子吹付工 (切土)	150 m <sup>2</sup>	400	60,000
		種子吹付工 (盛土)	150 m <sup>2</sup>	400	60,000
舗装工	アスファルト舗装工	車道舗装	910 m <sup>2</sup>	3,600	3,276,000
		車道滑り止め舗装	150 m <sup>2</sup>	4,200	630,000
		歩道舗装	59 m <sup>2</sup>	3,100	182,900
		県道部車道舗装	80 m <sup>2</sup>	4,800	384,000
		県道部歩道舗装	1 m <sup>2</sup>	1,300	1,300
	コンクリート舗装工	進入路	40 m <sup>2</sup>	19,000	760,000
排水工	側溝工	U型側溝 PU1-300×300	41 m	7,200	295,200
		U型側溝 PU2-250×250	57 m	12,000	684,000
		U型側溝 PU2-300×300	98 m	13,000	1,274,000
		U型側溝 PU3-300×300	142 m	15,600	2,215,200
		U型側溝 PU3-300×500	78 m	18,000	1,404,000
		電柱よけ側溝 300×300	4 箇所	46,800	187,200
		電柱よけ側溝 300×500	3 箇所	54,000	162,000
		U型側溝勾配変化型 300×500	16 m	20,400	326,400
		可変側溝 300×400	57 m	19,200	1,094,400
排水工	側溝工	可変側溝 300×500	17 m	20,400	346,800
		可変側溝 300×600	3 m	21,600	64,800
		可変側溝 300×700	8 m	22,800	182,400
		可変側溝 300×800	4 m	25,200	100,800
排水工	側溝工	可変側溝 300×900	10 m	26,400	264,000
		可変側溝 300×1000	38 m	28,800	1,094,400
		可変側溝 300×1100	38 m	30,000	1,140,000
		横断側溝 300×300	12 m	72,000	864,000
		横断側溝 300×300 (歩)	1 m	72,000	72,000
		横断暗渠 300×300	4 m	24,000	96,000
	法面排水工	BF-300×200	67 m	7,200	482,400
	縦排水溝	BF-300×201	7 m	12,000	84,000
	縞鋼板蓋	500×2000×4.5	2 箇所	12,000	24,000
	集水柵工	A1 500×500×600 (歩道)	5 箇所	43,000	215,000
		A2 500×500×600	3 箇所	50,000	150,000
		B 500×500×700	1 箇所	55,000	55,000
		C 500×500×1300 (歩道)	1 箇所	96,000	96,000
		D 600×600×600	2 箇所	65,000	130,000
		E 600×600×700	2 箇所	70,000	140,000
F 600×600×800		1 箇所	75,000	75,000	
G 600×600×1300	1 箇所	126,000	126,000		
汚水排水管工	Vu φ200	239 m	15,000	3,585,000	
	マンホール	11 箇所	340,000	3,740,000	
広場工	植栽工	高木	9 本	360,000	3,240,000
		中木	5 本	57,600	288,000
		低木	833 株	3,600	2,998,800
		芝生	59 m <sup>2</sup>	2,400	141,600
		地被	118 株	1,800	212,400
		吹付芝	172 m <sup>2</sup>	1,800	309,600
	排水設備	集水柵	4 m	120,000	480,000
	地下排水工	VU150	30 m	5,000	150,000
	舗装工	アスファルト舗装	56 m <sup>2</sup>	3,000	168,000
		コンクリート舗装	34 m <sup>2</sup>	2,400	81,600
		土舗装	69 m <sup>2</sup>	2,200	151,800
		砂利敷	6 m <sup>2</sup>	1,800	10,800
		直接工事費			34,650,800
		諸経費	60%		20,789,200
		合計			55,440,000

(別紙 7)排水計算書

## 流量計算書 (側溝)

雨水排水検討における計画降雨強度式は、「林地開発許可申請の手引き 技術基準」に基づき以下のとおりとする。

① 雨水流出量算出根拠（流量：ラショナル式）

$$Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q = 雨水流出量（ m<sup>3</sup>/sec ）

f = 流出係数（ 平均流出係数=0.7 ）

r = 設計雨量強度（ 121 mm/h ）

宮城県内主要地点における 10 年確率時間降雨強度 松島地点 を使用

A = 集水区域面積（ ha ）

② 排水施設流量算出根拠（流速：マニング式）

$$Q = V \cdot A$$

Q = 排水量（ m<sup>3</sup>/sec ）

V = 平均流速（ m/sec ）

A = 流水断面積（ m<sup>2</sup> ）

$$V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

V = 平均流速（ m/sec ）

R = 径深

I = 勾配（ % ）

n = 粗度係数

コンクリート 2 次製品 : 0.013

設計水深：内のり高さの 8 割として通水断面を決定する

次頁に流量計算書を添付する。

## 流量計算書

# 道路側溝流量計算表

吉田浜台地区

降雨強度 (10年確率)

121 mm/hr 地区内

121 mm/hr 地区外

121 mm/hr

流出係数

0.80

0.80

1.0 以上

NO.1

流域 番号	排水面積 (ha)		支線流入面積 (ha)				地区内		地区外		安全率		計画断面				摘要 (安全率)
	地区内	地区外	支線	地区内	地区外	地区内	地区外	総面積	総面積	流入 時間 (min)	流達 時間 (min)	総流出量 (m <sup>3</sup> /sec)	断面形状 (mm)	勾配 (%)	流速 (m/sec)	流量 (m <sup>3</sup> /sec)	
①	0.018	0.001						0.018	0.001			0.005	BF-300*200	1.78	0.596	0.026	5.20
②	0.026							0.044	0.001			0.012	PU-300A	3.00	0.874	0.060	5.00
③	0.139							0.139				0.037	PU-300A	3.00	0.874	0.060	1.62
②+③								0.183	0.001			0.049	暗渠-300A	3.00	0.867	0.057	1.16
⑤へ流入																	
④	0.093							0.093				0.025	PU-300A	3.00	0.874	0.060	2.40
⑤	0.024							0.300	0.001			0.081	PU-300C	3.00	0.950	0.104	1.28
⑥	0.112							0.412	0.001			0.111	PU-300C	10.73	1.797	0.197	1.77
⑦	0.019							0.431	0.001			0.116	PU-300C	46.83	3.754	0.411	3.54
⑧+⑨	0.033	0.052						0.464	0.053			0.139	PU-300C	91.77	5.256	0.575	4.14
⑩-1	0.091							0.091				0.024	PU-300A	45.00	3.387	0.231	9.63
⑩-2	0.069							0.069				0.019	PU-300A	23.00	2.383	0.172	9.05
⑪	0.116							0.116				0.031	PU-300A	3.00	0.874	0.060	1.94
⑫	0.114							0.114				0.031	PU-250	3.00	0.775	0.036	1.16
⑬	0.004							0.234				0.063	VS-300*300	3.50	0.929	0.067	1.06
⑭+⑮	0.013	0.079						0.247	0.079			0.088	VS-300*300	7.50	1.361	0.098	1.11
⑯+⑰	0.006	0.005						0.253	0.084			0.091	VS-300*300	7.50	1.361	0.098	1.08
⑱	0.008							0.261	0.084			0.093	PU-300A	91.77	4.836	0.329	3.54
勾配調整-1								0.464	0.053			0.139	PU-300A	73.80	4.337	0.295	2.12

(別紙8)防災計算書

## 防災計画書

## 1. 仮設防災計画

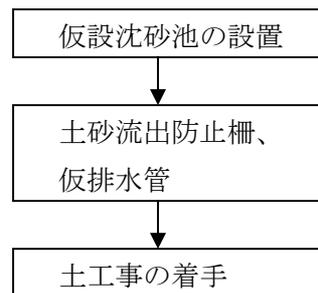
### (1) 基本方針

仮設沈砂池を設置した後、土工事を着手するものとする。濁水の放流は一旦仮設沈砂池で、土砂を沈降させてから放流する。

### (2) 工事中

工事中の計画地内からの土砂流出防止対策として、素掘水路にて仮設沈砂池に雨水排水を導き、土砂を沈降させてから仮排水管を経て、工事範囲外の下流水路へ放流する。

#### 工事フロー



### (3) 工事後

宅盤造成時に法肩部を高く整正し、水勾配を確保して宅盤内の集水を回り、宅地排水縦溝により道路側溝に流下させ、法面の雨水等による洗掘を防止する。

## 仮設沈砂池工の容量計算

工事中の必要沈砂容量は、「林地開発許可の基準 開発行為の許可基準に関する運用細則」及び「防災調整池設置指導要綱」に基づいて算出する。

林地開発許可の基準 開発行為の許可基準に関する運用細則

開発行為施工期間中の流出土砂量=200~400m<sup>3</sup>/h a /年

防災調整池設置指導要綱

堆積土砂量=310m<sup>3</sup>/h a

本地区においては、仮設沈砂池の堆積土砂を6か月毎に排出することにより0.5年を1サイクルとして下表のとおりとする。

## 必要沈砂量

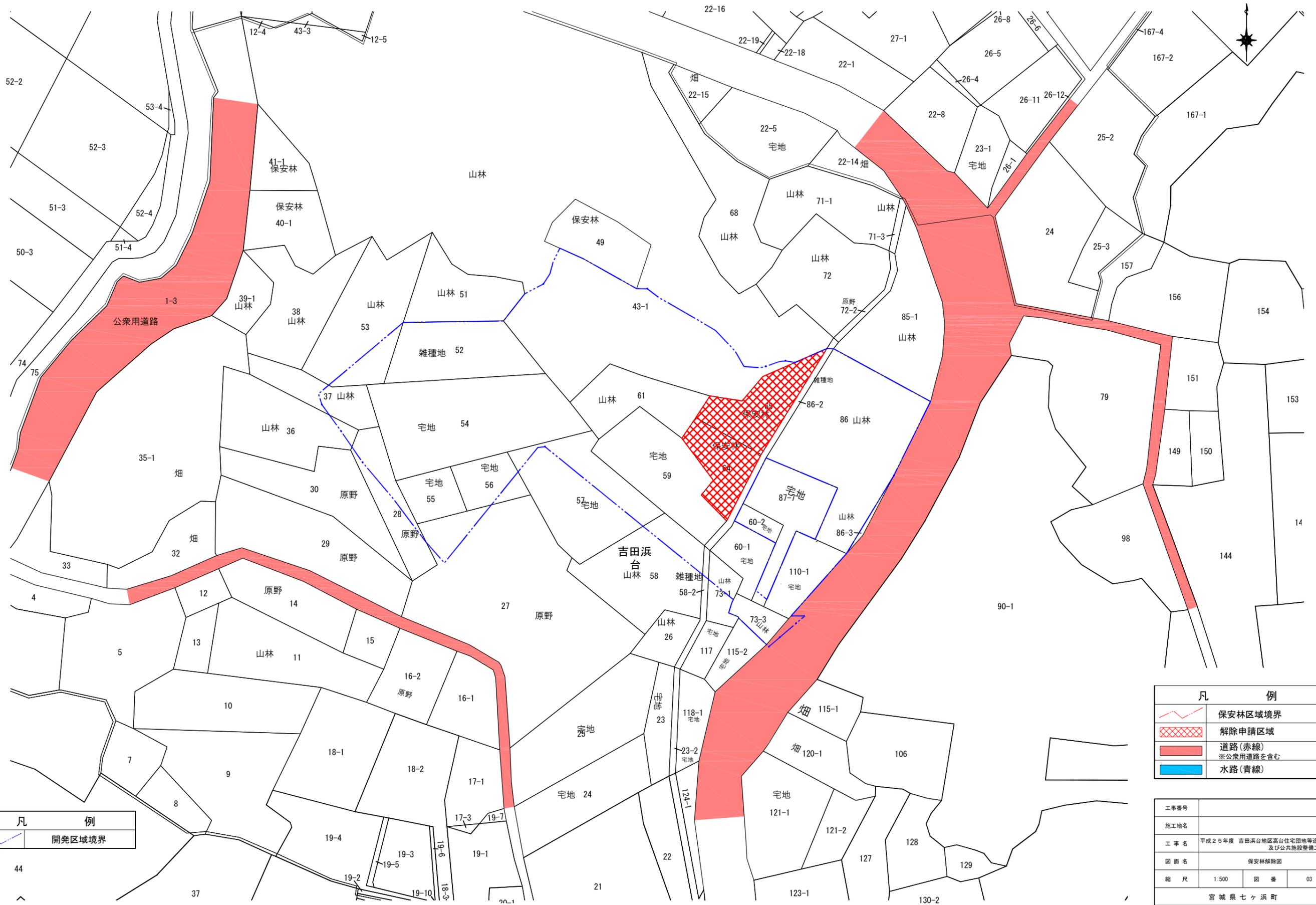
流域番号	流域面積	単位堆積土砂量	堆積土砂量	備 考
	ha	m <sup>3</sup> /ha/年	m <sup>3</sup> /6ヶ月	
1	0.386	310	59.9	
2	0.268	310	41.6	
3	0.086	310	13.4	
4	0.160	310	24.8	

## 計画沈砂池容量

流域番号	池底面積		堆砂部天端面積		堆砂深	計画容量	堆積土砂量	備 考
	幅	長さ	幅	長さ				
	m	m	m	m				
1	8	8	9.6	9.6	0.8	62.4	59.9	
2	7	7	8.6	8.6	0.8	49.1	41.6	
3	2	5	3.6	6.6	0.8	13.5	13.4	
4	3.6	6.5	5.2	8.1	0.8	26.2	24.8	

# 保安林解除図

S=1:500



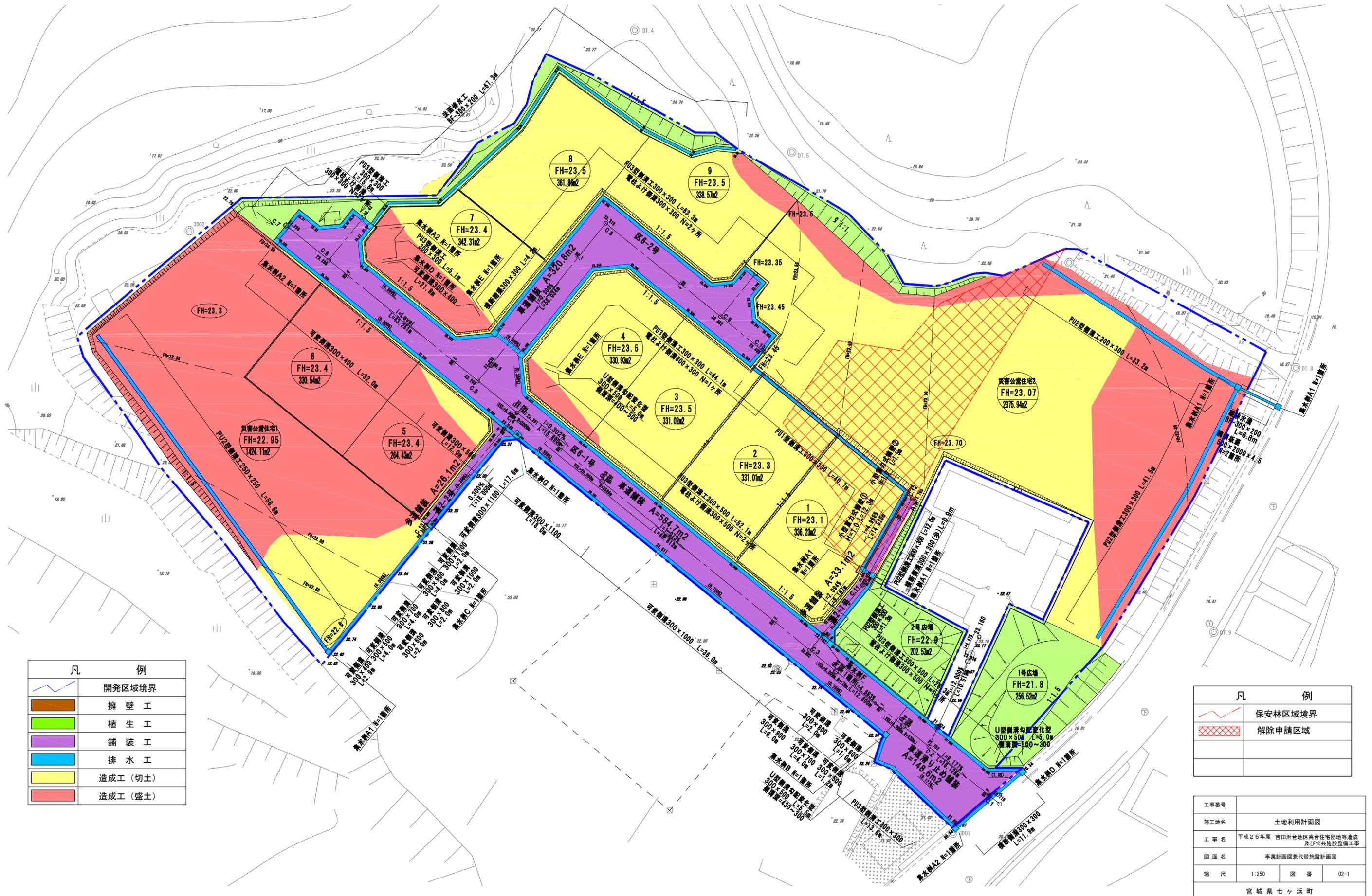
凡	例
	開発区域境界

凡	例
	保安林区域境界
	解除申請区域
	道路(赤線) ※公衆用道路を含む
	水路(青線)

工事番号	
施工地名	
工事名	平成25年度 吉田浜台地区高台住宅団地等造成及び公共施設整備工事
図面名	保安林解除図
縮尺	1:500
図番	03
宮城県七ヶ浜町	

事業計画図兼代替施設設計画図

S-1:250



凡	例
	開発区域境界
	擁壁工
	植生工
	舗装工
	排水工
	造成工(切土)
	造成工(盛土)

凡	例
	保安林区域境界
	解除申請区域

工事番号	土地利用計画図		
施工地名	平成25年度 吉田浜台地区高台住宅団地等造成及び公共施設整備工事		
工事名	事業計画図兼代替施設設計画図		
図面名	縮尺	図番	02-1
縮尺	1:250	図番	02-1
宮城県七ヶ浜町			

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針
○沿岸部の農地は、引き続き水稻を中心とし、転作の必要な農地は、大豆等の転作作物の作付け誘導を行い、豆腐の原料としての利用など、地産地消による高付加価値農業の振興を図る。 ○津波被害を受けた農地134haは、平成25年3月までに農地として復旧・復興する。 ○津波で消失した揚排水機場やほ場の復旧、除塩を平成25年3月までに完了することにより、平成25年度に100%作付け可能な状態とすることを目標とする。
② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）
○被災した農機具等について、復興交付金事業である被災地域農業復興総合支援事業などの財源を活用しながら、早期の営農再開に加え、七ヶ浜生産組合を中心とした共同化による経営の安定化を進める。 ○遠山地区にある大豆を原料とした既存豆腐加工販売施設との連携により、六次産業化の推進を図る。 ○農地集積の取り組みとして、農山漁村地域復興基盤総合整備事業を活用した農業生産基盤の整備を行い、農業経営の効率化を推進する（事業予定面積：134ha、施工箇所：西沢田地区外6か所、実施予定時期：H25～H27年度）。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）
○住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とするとともに、「農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表」等と整合を図り、できるだけ多くの農地を確保する。 ○農地の復旧・復興を行った農地は、農用地区域とし、復興整備計画の期間中は除外を認めないこととするとともに、計画期間が満了した後も優良農地としての確保を原則とする。
② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）
○[町全体]被災地側で宅地の介在農地として位置づけられている小規模の農地1.9haは、防災集団移転促進事業により買い上げた上で、都市公園(津波防災緑地)や治山事業(保安林整備)のほか、道路事業などの公共事業用地として利用する。 <b>被災市街地復興土地区画整理事業地区内の農地（3地区：1.4ha）は、住宅地としての土地利用を行う。</b> ○[松ヶ浜地区]高台住宅団地及び災害公営住宅整備予定地の松ヶ浜西原地区の農地 2.1haのうち1.8haは、住宅地としての土地利用を行う一方、周辺農地は、引き続き優良農地として利用する。 ○[菖蒲田浜地区]災害公営住宅整備予定地の菖蒲田浜林合地区の農地1.0ha及び高台住宅団地の菖蒲田浜中田地区の農地2.0haは、住宅地として土地利用を行う。 ○[花淵浜地区] 災害公営住宅整備予定地の花淵浜五月田地区の農地1.3haは、住宅地として土地利用を行う。 ○[代ヶ崎浜地区] 高台住宅団地及び災害公営住宅整備予定地の代ヶ崎浜立花地区の農地0.1haは、住宅地としての土地利用を行う。

<b>③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況</b>
-----------------------------

別紙様式のとおり
----------

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

**3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））**

該当なし
------

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業 主体	施行 予定 年度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
A-1 地区	菖蒲田浜地区	市街地開発 事業	住宅地	4.1ha	1.2ha	1.5ha	—	七ヶ浜 町	H25～27	90人 (26世帯)	市街化調 整区域	移転元Ⅰ 50haの一部 市街化調整区域 ■移転人口、世帯 90人（26世帯） ■移転跡地の利用計画 住宅地、津波防災緑地
A-2 地区	花淵浜地区	市街地開発 事業	住宅地	9.8ha	0.1ha	—	—	七ヶ浜 町	H25～27	110人 (35世帯)	市街化調 整区域	移転元Ⅴ 27haの一部 市街化調整区域 ■移転人口、世帯 110人（35世帯） ■移転跡地の利用計画 住宅地、業務用地
A-4 地区	代ヶ崎浜B 地区	市街地開発 事業	住宅地	7.4ha	0.1ha	—	—	七ヶ浜 町	H25～27	230人 (74世帯)	市街化調 整区域	移転元Ⅷ 13haの一部 市街化調整区域 ■移転人口、世帯 230人（74世帯） ■移転跡地の利用計画 住宅地、津波防災緑地
D-1 地区	菖蒲田浜 中田地区	集団移転促 進事業	住宅地	2.3ha	2.0ha	2.2ha	2.1ha	七ヶ浜 町	H24～25	147人 (36世帯)	市街化調 整区域	移転元Ⅰ 50haの一部 市街化区域、市街化調整区域 ■移転人口、世帯 915人（300世帯） ■移転跡地の利用計画 公園及び防災林
M-1 地区	菖蒲田浜 地区	その他施設 の整備に関 する事業	住宅地	1.6ha	1.0ha	1.4ha	—	七ヶ浜 町	H24～26	263人 (103世帯)	市街化調 整区域	

D-2 M-2 M-3 地区	松ヶ浜 西原地区 松ヶ浜地区 松ヶ浜地区	集団移転促進事業及び その他施設の 整備に関 する事業	住宅地	2.2ha	1.8ha	2.2ha	1.6ha	七ヶ浜 町	H24～25	149人 (54世帯)	市街化調 整区域	移転元Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ 88haの一部 市街化区域、市街化調整区域 ■移転人口、世帯 181人(61世帯) ■移転跡地の利用計画 防災林、業務用地、公共用地
D-5 M-6 M-7 地区	代ヶ崎浜 立花地区 代ヶ崎浜地 区 代ヶ崎浜地 区	集団移転促進事業及び その他施設の 整備に関 する事業	住宅地	1.7ha	0.1ha	—	—	七ヶ浜 町	H24～25	119人 (39世帯)	市街化調 整区域	移転元Ⅷ 13haの一部 市街化調整区域 ■移転人口、世帯 119人(42世帯) ■移転跡地の利用計画 津波防災緑地
M-4 地区	花淵浜地区	その他施設 の整備に関 する事業	住宅地	1.3ha	1.3ha	1.3ha	1.1ha	七ヶ浜 町	H24～25	127人 (48世帯)	市街化調 整区域	移転元Ⅴ 27haの一部 市街化調整区域 ■移転人口、世帯 571人(157世帯) ■移転跡地の利用計画 防災林、業務用地、公共用地
計				<u>30.4ha</u> 9.1ha	<u>7.6ha</u> 6.2ha	<u>8.6ha</u> 7.1ha	4.8ha			<u>1,235人</u> <u>(415世帯)</u> 805人 (280世帯)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。

- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：A-1地区 菖蒲田浜地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	農村基盤 総合整備 事業	中田地区	七ヶ浜町 及び七ヶ 浜土地改 良区	80ha	S55 ～H3	排水路697m	完了	補助	津波により被災した地区の集落排水路であり、復興整備 事業の施行区域から外すことはできない。 原因者が付替えを行い機能維持することで関係部署と調 整済み
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また、雨水排水についても公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
該当なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：A-2地区 花洲浜地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また、雨水排水についても公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
該当なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：A-4地区 代ヶ崎浜B地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また、雨水排水についても公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
該当なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：D-1地区 菖蒲田浜中田地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また、雨水排水についても公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
復興事業の進捗に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続を行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：M-1地区 菖蒲田浜地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また、雨水排水についても公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
該当なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：D-2地区 松ヶ浜西原地区、M-2 松ヶ浜地区、M-3 松ヶ浜地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	農村基盤 整備事業	中田地区	七ヶ浜土 地改良区	5.6ha	S63 ～H元	1.8ha	完了	補助	災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先及び災害公営住宅地として整備を予定する。 本計画に基づき、移転先予定地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、七ヶ浜土地改良区とは調整を行い、防災集団移転促進事業計画の大臣同意を得た後に、当該地区を事業区域受益地から除外することとしている。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
周辺地の污水排水は公共下水道に接続予定である。また、雨水排水についても公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
復興事業の進捗に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続を行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その

調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名：D-5地区 代ヶ崎浜立花地区、M-6地区 代ヶ崎浜地区、M-7 代ヶ崎浜地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また、雨水排水についても公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
該当なし									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

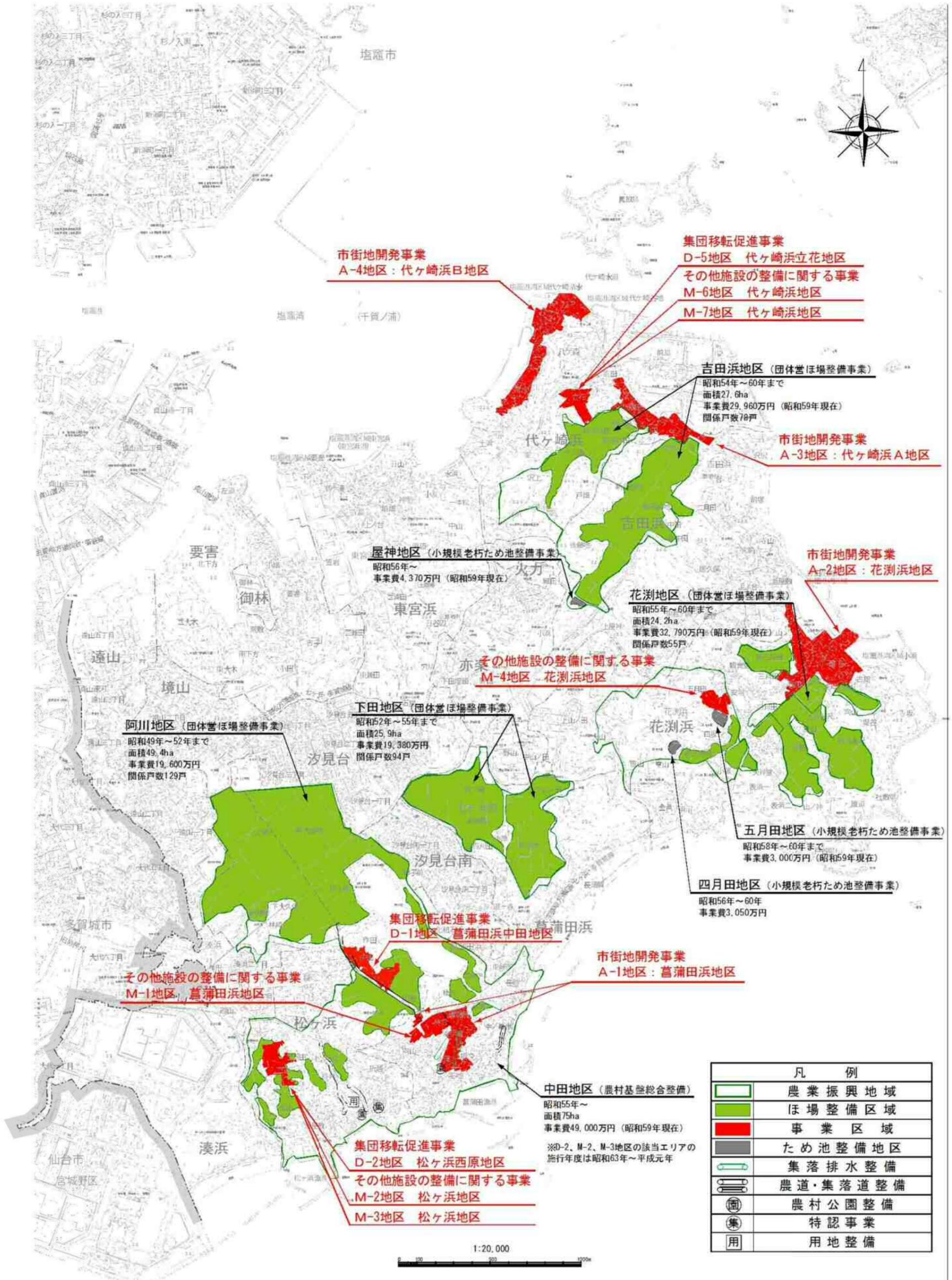
地区名：M-4地区 花洲浜地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また、雨水排水についても公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
復興事業の進捗に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続を行う。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

# 図面番号 1 農業関係施策状況図



様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷 辺5番地の1 氏名 七ヶ浜町長 渡邊 善夫 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台27番外23筆
	2 開発区域の面積	8,840.78平方メートル
	3 予定建築物等の用途	専用住宅、店舗併用住宅、事務所併用住宅、地区集会所、地区避難所
	4 工事施行者住所氏名	未定
	5 工事着手予定年月日	平成25年5月15日
	6 工事完了予定年月日	平成26年3月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	保安林区域(一部)
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

申請地域の名称一覧

番号	土地の所在	番地	番号	土地の所在	番地
1	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台	27番地の一部	20	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台	73番地3
2	〃	28番地の一部	21	〃	86番地
3	〃	36番地の一部	22	〃	86番地2の一部
4	〃	37番地の一部	23	〃	87番地7の一部
5	〃	43番地1の一部	24	〃	110番地1
6	〃	52番地	法定外 公共物 (道)	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台 73番地3の地先	
7	〃	53番地の一部			
8	〃	54番地			
9	〃	55番地			
10	〃	56番地の一部			
11	〃	57番地の一部			
12	〃	58番地の一部			
13	〃	58番地2の一部			
14	〃	59番地			
15	〃	60番地1			
16	〃	61番地			
17	〃	64番地			
18	〃	65番地			
19	〃	73番地1の一部			

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台27番外23筆								
設計の方針	当町は、東北地方太平洋沖地震によって浸水深6.7mの津波に襲われた。このため、七ヶ浜町復興計画に基づき、移転を望む住民意向に対応したコミュニティの維持・継続を図るため、新たな居住系拠点を集約整備する。								
地域区分等	イ 市街化区域	㊦ 市街化調整区域		用途地域等	—				
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域								
区	宅地造成工事	内 ㊧		その他					
	規制区域								
工区分	工 区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台27番外23筆	—	—	—	/			
	面積	8,840.78 m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>			8,840.78 m <sup>2</sup>	
開発区域の別	地 目	宅 地	農 地	山 林	法定外公共物	その他	計		
	面積	2,789.34 m <sup>2</sup>	597.00 m <sup>2</sup>	4,300.79 m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	1,153.65 m <sup>2</sup>	8,840.78 m <sup>2</sup>		
	割合	31.55 %	6.75 %	48.65 %	— %	13.05 %	100.00 %		
土地の所有者別	所 有 者 別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
	面積	— m <sup>2</sup>	8,840.78 m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	8,840.78 m <sup>2</sup>			
	割合	— %	100.00 %	— %	— %	100.00 %			
土地利用計画	区 分	宅 地 用 地			公 共 施 設 用 地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道 路	公 園	その他		
	面積	6,766.95 m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	1,255.47 m <sup>2</sup>	459.05 m <sup>2</sup>	87.59 m <sup>2</sup>	271.72 m <sup>2</sup>	8,840.78 m <sup>2</sup>
割合	76.54 %	— %	— %	14.20 %	5.19 %	1.00 %	3.07 %	100.00 %	
区画設定計画	区 画 数	最大区画面積		最小区画面積			区画の平均面積		
	9 (2) ()内は共同住宅	361.86 m <sup>2</sup> (3800.05)		264.43 m <sup>2</sup>			329.66 m <sup>2</sup>		
上水道施設	㊦ 公営水道 ㊧ 簡易水道 ㊨ 専用水道 ㊩ その他	消 防 水 利 施 設	㊦ 消 火 栓 ㊧ 貯 水 槽 ㊨ その他	計 画 戸 数	戸 建	共 同	計		
					9	9	18		
	計画人口	約51 人		人口密度	約58人/ha				

- (注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。
- 2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

### 公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
〔道路〕							
区画道路	6-1号	6	131.7	876.02	七ヶ浜町	あり	
〃	6-2号	〃	56.0	379.45	〃	あり	
小計				1,255.47			
〔公園〕							
広場（公園）	1号			256.52	七ヶ浜町	あり	
〃	2号			202.53	〃	あり	
小計				459.05			
〔その他〕							
歩行者専用通路	2-1号	2	23.7	49.59	七ヶ浜町	あり	
〃	2-2号	2	18.0	38.00	〃	あり	
小計				87.59			
〔消防水利〕							
消火栓		φ75	1基		七ヶ浜町		
〔給水〕							
給水本管（HPPE）		φ100	101				
〃		φ75	96				
仕切弁（HPPE）		φ100	1基				
〃		φ75	2基				
急速空気弁			1基				
排水弁			2基				
取付管		φ20	13箇所				
〃		φ40	2箇所				
〔汚水〕							
汚水本管（VU）		φ200	185.7				
人孔		組立1号	6基				
取付管（VU）		φ150	13箇所				
合計				1,802.11			

### 公益的施設の整備計画

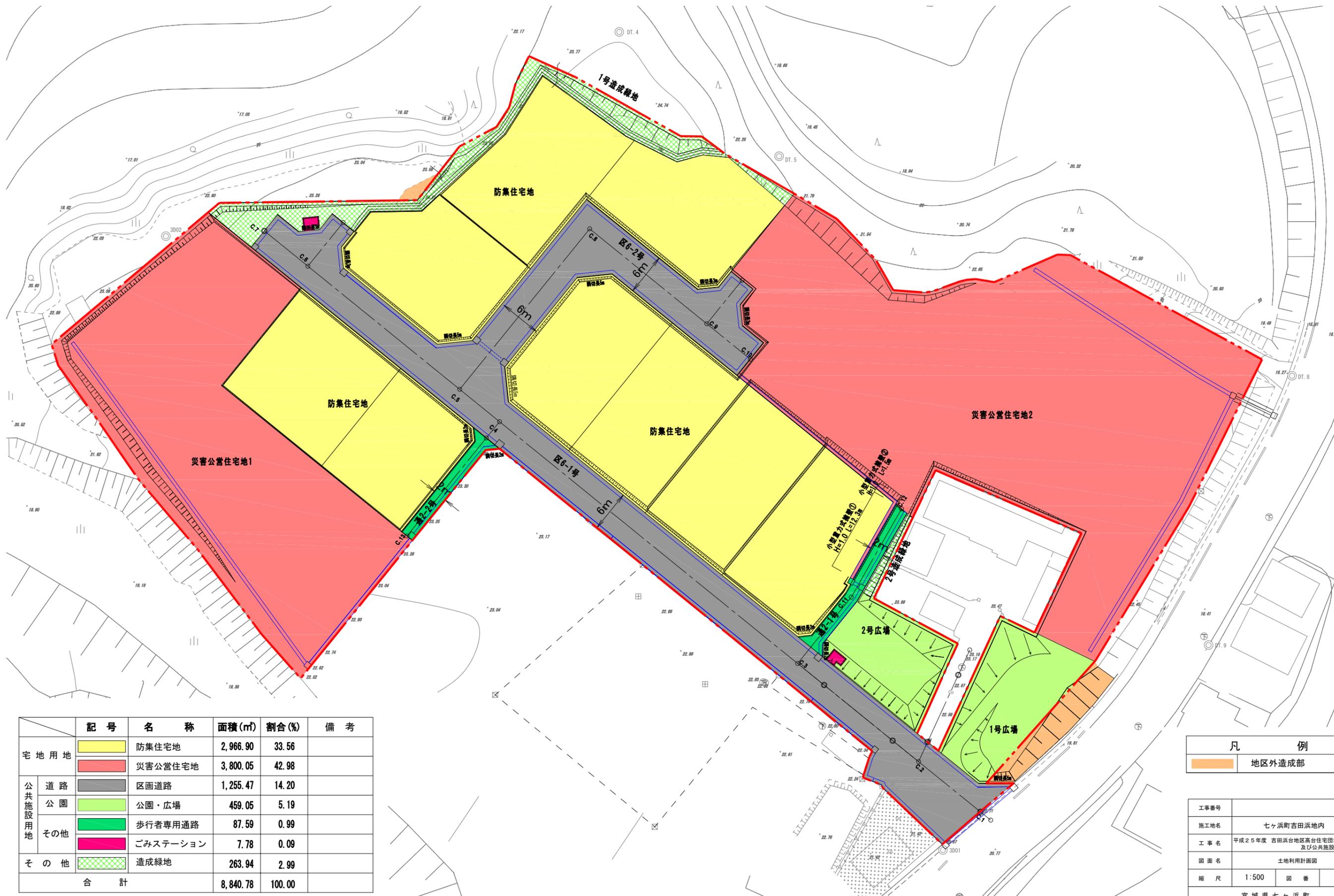
公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要（建設時期等）
ごみステーション ①～② (3.89㎡/箇所)	2箇所 (7.78㎡)	七ヶ浜町	
防犯灯	協議による	〃	

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

# 土地利用計画図

S=1:500



	記号	名称	面積(m <sup>2</sup> )	割合(%)	備考
宅地用地		防集住宅地	2,966.90	33.56	
		災害公営住宅地	3,800.05	42.98	
公共施設用地		区画道路	1,255.47	14.20	
		公園・広場	459.05	5.19	
		歩行者専用通路	87.59	0.99	
		ごみステーション	7.78	0.09	
その他		造成緑地	263.94	2.99	
合計			8,840.78	100.00	

凡例	
	地区外造成部

工事番号	
施工地名	七ヶ浜町吉田浜地内
工事名	平成25年度 吉田浜台地区高台住宅団地等造成及び公共施設整備工事
図面名	土地利用計画図
縮尺	1:500
図番	04
宮城県七ヶ浜町	

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷 辺5番地の1 氏名 七ヶ浜町長 渡邊 善夫 印		※手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字立花15番1外9筆
	2 開発区域の面積	17,483.36平方メートル
	3 予定建築物等の用途	専用住宅、店舗併用住宅、事務所併用住宅、地区集会所、地区避難所
	4 工事施行者住所氏名	未定
	5 工事着手予定年月日	平成25年6月 1日
	6 工事完了予定年月日	平成26年5月31日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	—
	9 その他必要な事項	農用地区域(一部)、森林区域(一部)
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 同意に付した条件		
※ 同意番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合には、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

申請地域の名称一覧

番号	土地の所在	番	番号	土地の所在	番
1	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字立花	15番1			
2	〃	18番1			
3	〃	18番2の一部			
4	〃	18番7			
5	〃	18番9			
6	〃	18番10			
7	〃	18番12			
8	〃	20番の一部			
9	〃	21番の一部			
10	〃	25番			
法定外 公共物 (道)	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字立花26番 2の地先から18番12までの道				
法定外 公共物 (道)	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字立花18番 1の地先の道の一部				
法定外 公共物 (道)	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字立花15番 1の地先から18番10までの道の一部				

様式第5号（第4条関係）

設 計 説 明 書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称		宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字立花15番1外9筆							
設計の方針		当町は、東北地方太平洋沖地震によって浸水深12.4mの津波に襲われた。このため、七ヶ浜町復興計画に基づき、移転を望む住民意向に対応したコミュニティの維持・継続を図るため、新たな居住系拠点を集約整備する。							
地域地区等	イ 市街化区域	㊦ 市街化調整区域				用途地域等	—		
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
	ホ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域								
区等	宅地造成工事	内 ㊦				その他			
	規制区域								
工区分	工区	第 工区	第 工区	第 工区	第 工区	計			
	地名及び地番	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字立花15番1外9筆	—	—	—				
	面積	17,483.36 m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	17,483.36 m <sup>2</sup>			
開発区域の別	地目	宅地	農地	山林	法定外公共物	その他	計		
	面積	32.29 m <sup>2</sup>	1,409 m <sup>2</sup>	15,840.77 m <sup>2</sup>	201.30 m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	17,483.36 m <sup>2</sup>		
	割合	0.18 %	8.06 %	90.61 %	1.15 %	— %	100.00 %		
土地の現況	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
	面積	— m <sup>2</sup>	17,282.06 m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	201.30 m <sup>2</sup>	17,483.36 m <sup>2</sup>			
	割合	— %	98.85 %	— %	1.15 %	100.00 %			
土地利用計画	区分	宅地用地			公共施設用地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道路	公園	その他		
	面積	8,876.28 m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	1,339.03 m <sup>2</sup>	3,134.67 m <sup>2</sup>	298.39 m <sup>2</sup>	186.23 m <sup>2</sup>	3,648.76 m <sup>2</sup>	17,483.36 m <sup>2</sup>
割合	50.77 %	— %	7.66 %	17.93 %	1.71 %	1.06 %	20.87 %	100.00 %	
区画設定計画	区画数	最大区画面積		最小区画面積			区画の平均面積		
	14 (1) ( ) 内は共同住宅	331.18 m <sup>2</sup> (4,929.89)		198.78 m <sup>2</sup>			279.02 m <sup>2</sup>		
上水道施設	① 公営水道 ② 簡易水道 ③ 専用 ④ その他	消 防 水 利 施 設	① 消 火 栓 槽 ② 貯 水 の 他	計画戸数	戸 建	共 同	計		
					14	25	39		
	計画人口	約100 人		人口密度	約57人/ha				

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。

2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

## 設 計 説 明 書 ( そ の 2 )

### 公共施設の整備計画

種 類	番 号	概 要			管理予定者	用地の帰属	費用負担 の 状 況
		幅 員	延 長	面 積			
〔道路〕 区画道路	6-1号	6	352.9	2,745.41	七ヶ浜町	あり	
〃	6-2号	〃	60.8	389.26	〃	あり	
小計				3,134.67			
〔公園〕 広場(公園)	1号			298.39	七ヶ浜町	あり	
小計				298.39			
〔その他〕 歩行者専用通路	通3-1号	3	17.5	54.73	七ヶ浜町	あり	
	通2.5-1	2.5	52.6	131.50	七ヶ浜町	あり	
小計				186.23			
〔消防水利〕 消火栓		φ75	1基		七ヶ浜町		
〔給水〕 給水本管(HPPE)		φ100	261.3		七ヶ浜町		
〃		φ75	178.0		〃		
仕切弁(HPPE)		φ100	8基		〃		
〃		φ75	4基		〃		
排水弁			1基		〃		
取付管		φ20	17箇所		〃		
		φ50	1箇所		〃		
〔汚水〕 汚水本管(VU)		φ200	398.3		七ヶ浜町		
人孔		組立1号	24基		〃		
取付管(VU)		φ150	18箇所		〃		
合計				3,619.29			

### 公益的施設の整備計画

公益的施設の名称	敷地面積	管理予定者	計画の概要(建設時期等)
〔ごみステーション〕 ①～②(4.00㎡/箇所)	2箇所(12.00㎡)	七ヶ浜町	
地区避難所	1,339.03㎡	〃	
災害公営住宅	4,970.00㎡	〃	
〔防犯灯〕 防犯灯(電柱共架型)	協議による	七ヶ浜町	

(注) 1 「公共施設の整備計画」には、都市計画法第4条第14項及び同法施行令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 「公共施設の整備計画」の番号は、図面記載の番号と一致させること。

# 土地利用計画平面図

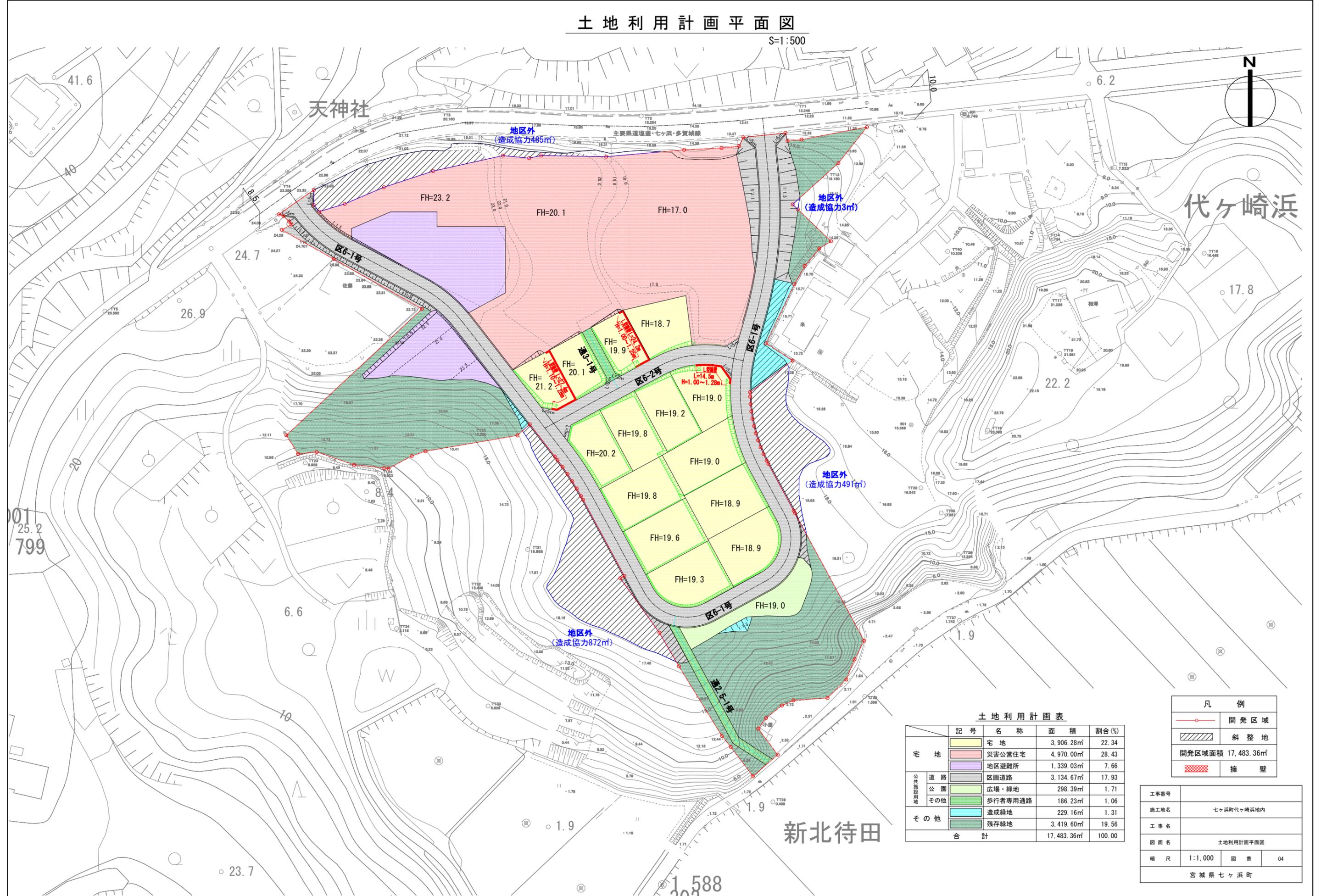
S=1:500



天神社

代々崎浜

新北待田



土地利用計画表

	記号	名称	面積	割合(%)
宅地		宅地	3,906.28㎡	22.34
		災害公営住宅	4,970.00㎡	28.43
		地区避難所	1,339.03㎡	7.66
公共施設用地		区画道路	3,134.67㎡	17.93
		広場・緑地	298.39㎡	1.71
その他		歩行者専用通路	186.23㎡	1.06
		造成緑地	229.16㎡	1.31
		残存緑地	3,419.60㎡	19.56
合計			17,483.36㎡	100.00

凡例	
	開発区域
	斜整地
開発区域面積 17,483.36㎡	
	擁壁

工事番号	
施工地名	七ヶ浜町代々崎浜地内
工事名	
図面名	土地利用計画平面図
縮尺	1:1,000
図番	04
宮城県七ヶ浜町	